

第6次長久手市総合計画(愛称:ながくて未来図)(案)についての  
パブリックコメント実施結果

平成31年1月  
長久手市

## 第6次長久手市総合計画(愛称:ながくて未来図)(案)についてのパブリックコメント実施結果

### 1 実施状況

#### (1) 募集期間

平成30年11月8日(木)から平成30年12月7日(金)まで

#### (2) 計画案の公表・配布

経営企画課窓口、情報コーナー、西小校区共生ステーション、市が洞小校区共生ステーション、まちづくりセンター、市ホームページ並びに計画案概要版の全戸配布

### 2 意見の提出人数、件数

30人、144件

### 3 意見の内容及び市の考え方

以下の表のとおりです。なお、意見を踏まえ、計画案を修正した箇所は、「市の考え方」の枠内を着色しています。(表中の頁数は、計画書本編の頁数)

#### ○計画書全体

意見番号	意見区分				意見内容	市の考え方
	章	基本目標	政策	施策		
1	—	—	—	—	<p>この総合計画は、全体として位置づけ、意義、考え方方が分かれにくいため、以下の質問と修正意見を提出する。なお、分かりにくくなった理由として、①各種の行政計画が数えきれないほど(注)策定されるようになり、計画相互の関係が分かりにくくなっていること、②国からの要請もあり超長期計画が策定され、各種の中・長期計画との関連性、各年度予算など短期の事業プランとの関連性がわかりにくくなったこと、③これらの計画には近年情緒的主観的感覚的表現や主觀的指標(「幸せのモノサシ」など)が多用され、キャッチーなキーワードが無数に溢れ、読み手それぞれに自由に解釈できるようになってしまったこと、④これらの計画策定プロセスから議会が遠ざけられる傾向にあり、市民参加の「空気」は作られたものの、実質的には行政がコンサルの支援を受けながら外部のチェックが弱いままで策定していること、⑤個々の計画が別の部署で作成されるため、またコンサルもおそらく別会社・別担当者が支援するため、計画相互あるいは過去の関連計画との間に、表現だけでなく内容の食い違いが生まれていること、⑥現市長が第5次総合計画を軽視する発言を繰り返し、自身の政治所信にあわせて各種計画を編成替えしてしまったこと(「3つのフラッグ」「新しいまちづくり行程表」など)などが、背景としてあると思う。つまり、行政の計画的な推進方法が未開拓なまま、混乱している。</p> <p>注一市のホームページの「計画一覧」からは、たとえば「長久手市文化芸術マスターplan」「長久手市中期財政計画」など多くの計画書が抜けている。多すぎて数えきれないのだろう。</p>	<p>本質問と修正意見については、各々の意見番号(2、4~9、12~14、16、19、20、24、25、34~39、86、109、112、122番)で回答しています。</p>
2	—	—	—	—	<p>1-1(質問)議会の議決対象となるのは第3章だけと考えられるが、各章は相互に強く関連しており、総合計画全体が議会審議の対象となると理解して良いか。          (説明)長久手市みんなでつくるまち条例(以下「まち条例」)が策定されたことにより、基本構想と基本計画(第3章以外)との関係を明確にしなければならなくなつた。従来は取り扱いの事実上の違いであったが、条例上の取り扱いを区別しなければならなくなつた。しかし、内容的には密接に関係している。この変化を議会と行政との実務的な関係上どのように取り扱うのか。</p> <p>1-2(予備的修正意見)仮に、1-1の見解として審議の対象とならないとの回答であれば、第3章は切り離し、異なる文書『基本構想』及び『基本計画』に編集替えする。</p>	<p>議会の議決の対象となるのは、「第3章の基本構想」のみとなりますが、他の章も説明資料として配布したうえで、審議いただくことになります。なお、第6次総合計画の冊子については、基本構想と基本計画をはじめ他の章も合わせたものになります。</p>

○まちうた(詩)「さかそう ながくて じちのはな」

意見番号	意見区分					意見内容	市の考え方
	章	基本目標	政策	施策	頁		
3	—	—	—	—	—	冒頭の詩「……じちのはな」には共感できません。押しつけがましいです。この詩の世界には入りたくないで、長久手市に住んでますけど、この先も遠巻きに見てると思います。	第6次総合計画は、長久手市みんなでつくるまち条例に基づき、推進していきます。まち詩に表現された想いを多くの市民と共有し、施策を実施していくため、冒頭に配置しました。
4	—	—	—	—	—	6(修正意見)情緒的、主観的、感覚的表现は、読む人によって異なる解釈が生まれてしまい、行政計画にそぐわないで修正する。6-1以下は例示であるが、総合計画書全体を点検してほしい。  6-1(修正意見)「じちのはな」は、全文削除する。 (説明)この詩は、まち条例の策定プロセスの中で資料として提出されたもので、議決もされていない。にもかかわらず、まち条例の神髄を現すかのように「この詩に込められた想いを胸に、市民主体のまちづくりを進めます」とされ、市長あいさつの前に掲げられるという異例の扱いとなっている。文芸作品としてのこの詩の評価はさておき、詩であるだけに情緒的感覚的表現に満ち、行政計画書にはふさわしくない。総合計画にさだめられてしまうと、市政全般が従わなければならない(まち条例16条)「権威」を帯びることになる。	

○第1章 はじめに

意見番号	意見区分					意見内容	市の考え方
	章	基本目標	政策	施策	頁		
5	第1章	1 策定の趣旨	1	—	—	5-1(質問)第6次総合計画を「種をまく」計画、「第一歩」となる計画と位置付ける表現が散見されるが、この表現は「現市長は8年間種をまき続けたがまだ芽も出ていない」「現市長の施政下ではなんの果実も実っていない」「5次までの計画では市民主体という考え方ではなくなかった」「『市民主体のまち』はいまだに一歩も踏み出していない」という意味になるが、そのように解釈して良いか。 (説明)現市長の8年間の実績だけでなく、これまでの先人たちの努力と成果をすべて否定する思いあがった表現である。これまで成果が十分上がらなかつたのは市民が悪いのだと言わんばかりの、努力してきた市民を侮辱する表現である。  5-2(予備的修正意見)仮に、5-1の見解としてそのような解釈は間違っているという回答であるならば、誤った解釈が生じないよう指摘した表現をすべて削除する。	市民参加や市民協働の取組については、これまで実施されており、第5次総合計画にも位置づけられています。 また、現市長になってからも、今後予想される大規模災害や、超高齢・人口減少社会に備えるため、市民参加や市民協働をさらに推進し、地域力や市民力の向上させるための市民主体のまちづくりに取り組んできました。 なお、第6次総合計画は、2050年という長期を見据え、行政主導のまちづくりから、市民主体へのまちづくりを明記した初めての総合計画であるため、「種を蒔く」「第一歩」という表現を用いています。
6	—	—	1	—	—	(修正意見) 該当箇所 p1上12行 「行政主導のまちづくりから、市民主体のまちづくりへ」を「行政主導のまちづくりから、市民と行政が協働する市民主体のまちづくりへ」へ修正する。 (説明)素案では、「行政の役割がなくなり、すべて市民の役割である」かのように誤解されてしまう。市民が「自分たちのことは自分たちで決める」という意味で、自分自身が「主体」であることは、当たり前のことである。したがって、「市民主体」という言葉が意味を持つのは、それが協働や市民参加とよばれる場面においてである。言葉の意味を正確につたえてほしい。	長久手市みんなでつくるまち条例の前文や第4条「協働の原則」、第10条第3項「協働」の規定に基づき、ご指摘の箇所を「行政主導のまちづくりから、市民と行政が協働する市民主体のまちづくりへ」に修正しました。

意見番号	意見区分					意見内容	市の考え方
	章	基本目標	政策	施策	頁		
7						(質問)長久手市では各種の行政計画・構想等が策定されるようになったが、これらの諸計画等の体系の中で、最上位計画は「基本構想」か「長久手未来まちづくりビジョン」か。 (説明)当然最上位計画は、議会の議決を経る「基本構想」であり(p3)、目標年次は2028年である(p5)と理解するが、「2050年に向け、市民主体のまちづくり文化を育む種を蒔こう！」(p1)など、「長久手未来まちづくりビジョン」が最上位計画であるかのような表現がトップにきているので確認する。	「総合計画を策定し、計画的な市政運営を行うこと」を、長久手市みんなでつくるまち条例第17条で規定しており、総合計画が行政の最上位計画であるため、ご指摘の点については、修正しませんでした。また、長久手未来まちづくりビジョンは、2050年を見据えた長期的な将来ビジョンであり、総合計画の策定にあたっては、その方向性に即して、計画を策定しました。
8	第1章	2 ながくて未来図とは (1) 計画の位置づけ	2			(修正意見)「長久手未来まちづくりビジョン」が最上位計画であるかのような誤解を招くので、次の記述を削除する。「2050年に向け、市民主体のまちづくり文化を育む種を蒔こう！」(p1)、「2050年には老若男女がまちづくりに関わることが当たり前になり、」(p1)、「策定の趣旨のイメージ図」および図(p1)、「ながくて未来図は、これらの計画と整合を図りながら、策定しました。」(p2)、「ながくて未来図の位置づけ」および図。	ご指摘のとおり、本市の人口ビジョンについては、「2040年に合計特殊出生率が2.07に回復する」という国の長期ビジョンと同じ設定で算出しています。本市の総合戦略は、まち・ひと・しごと創生法第10条の規定に基づき、本市の特性に合った、まち・ひと・しごと創生の実現に向けた2015(平成27)年度から5年間の目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめています。まち・ひと・しごと創生総合戦略は、人口ビジョンを踏まえた計画であるため、1冊にまとめていますが、総合戦略と人口ビジョンは、別々のものとして整理しています。第6次総合計画では、人口ビジョンではなく、総合戦略に掲げられた施策において整合を図っているため、人口ビジョンの記述はしませんでした。
8			3			8-1(修正意見)「長久手市まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、長久手市の人口ビジョンを示すために策定されたものであり、2060年に70,659人(中位推計)と増加が予測されるので、それに対応するまち・ひと・しごと創生する戦略を定めたものである。すなわち素案の推計2050年64,983人、計画2028年65,000人と整合していない。「創生総合戦略」はもともと総務省の指示もあり、各自治体が人口増加を期待させる予測を行ったものである。そもそも「整合を図る」(p2)ことは無理な構想である。したがって、関連する記述を次の例示を含めてすべて削除する。「人口減少対策に向けた『長久手市まち・ひと・しごと創生総合戦略』を策定しており」(p2)、「ながくて未来図の位置づけ」(p2)の図の修正、「長久手市まち・ひと・しごと創生総合戦略とは」以下5行(p3)の削除。 (説明)創生総合戦略の予測通りだとすれば、2040年には人口7万人近くなる。そうなれば、保育所・学校・宅地、道路等々あらゆる社会インフラがパンクすることは明らかである(65,000人でも相当不足するが)。今すぐこれらの整備に着手しなければ間に合わず、そのような財政力も無く、奥深いの市政最大の課題になる。社会インフラ整備が「市民主体」でできるハズもない。激しい表現を使うなら、創生総合戦略を取り込んだこの素案はまったくの空想、絵空事である。道路渋滞や学校の状況を見れば、現在でも社会インフラ不足は明らかである。しかし、素案の「都市経営」の項では、そのような危機感が読み取れない。今求められる総合計画とは、長久手の都市構造を如何にコンパクト化し、人口増加圧力をコントロールするかの戦略である。このことを市民に理解していただくため、まずは創生総合戦略に関する記述を抹消してほしい。他の長久手市の計画においても、極力無視してほしい。 8-2(予備的修正意見)仮に、8-1について修正削除できないという回答であるならば、次の修正を行う。「長久手市まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、正しい名称ではないので、「長久手市人口ビジョン まち・ひと・しごと創生総合戦略」に改める。つまり、人口ビジョンが主でありページの多くが割かれている。「まち・ひと・しごと」はサブタイトルであり内容的にも補足的である。意図的に不正確な名称を用いたのではないかと疑ってしまう。 創生総合戦略の予測によれば、少なくとも今の子どもが高齢者になるまで(おそらくは死ぬまで)現在より人口は減少しないと予測されるので、関連する記述を次の例示を含めてすべて削除・修正する。「いずれは人口減少が訪れる」(p1)、「人口減少社会に、」(p3)、p9~15「(1)人口について」の内容を創生総合戦略と整合性の取れたものに全面修正。	2017(平成29)年度に策定した第3次土地利用計画は、国土利用計画法第8条の規定に基づき、本市における土地利用に関して必要な事項を定めており、愛知県国土利用計画を基本とし、各種計画と整合を図りながら策定しました。なお、今後策定予定の都市計画マスター・プランや緑の基本計画は、土地利用計画を踏まえて策定することになるため、土地利用計画を都市計画マスター・プランや緑の基本計画の上位計画として位置づけています。同様に、個別計画のうち、他の個別計画の指針としての性格をもつ計画を上位計画と位置づけました。なお、環境基本計画については、他の個別計画の指針としての性格があるため、上位計画としての位置づけに修正しました。また、「ながくて未来図と分野別計画の関係」の注記として、「主な計画のみ記載しており、各政策に関連する個別計画は、第4章基本計画の政策ごとに関連する個別計画を記載しています。」という記述を追記しました。
9			3			(質問) 該当箇所 ながくて未来図と分野別計画の関係図 「長久手市土地利用計画」が「都市計画マスター・プラン」の上位計画とされる理由を教えてほしい。 (説明)「長久手市土地利用計画」が、国土形成計画法に基づくものであることは承知しています。ところが、この長久手市の「計画」には、「愛知県土地利用基本計画書」2017.3における市街化調整区域・市街化区域の区分を変更する内容が含まれています。一部分ですが県の計画書を「基本とする」ものではない状態になっています。つまり、「愛知県土地利用基本計画書」が改訂されるまでの一連のプロセスの中での暫定的な文書と理解できます。この暫定的な文書を上位計画であると言えるのか、愛知県の基本計画が改訂されなければ上位計画、「決まっている計画」と言えないのではないか。都市計画・土地利用計画関係の法体系の理解をご教示ください。 なお、土地利用計画、地域福祉計画、教育振興基本計画の3計画のみ上位計画とされているが、それでよいのか。たとえば各部署にわたる計画である「長久手環境基本計画」は上位計画ではないのか。表記の仕方として、例示である旨注記した方が良いのではないか。	

意見番号	意見区分					意見内容	市の考え方
	章	基本目標	政策	施策	頁		
10	第1章 2 ながくて未来図とは (2) 計画の構成	4	長久手市の未来図について、 基本構想—政策、 基本計画—施策、 アクションプラン—事業 が丁寧に纏められており、要点が大変分かりやすく、具体的に述べてられていると思います。	4	ご意見いただき、ありがとうございました。		
11			基本目標・政策・施策についても、具体性がなく、抽象的な表現が多すぎる。	4	第6次総合計画は、本市が目指す10年後の将来像を描き、その将来像の実現のための取り組みを示す「まちづくりの指針」となる計画であることを踏まえ、具体的な方策については、アクションプランや各分野の個別計画で明記していくことになります。		
12			4—1(質問)『市民まちづくり計画』の策定主体は誰か(注:「策定主体は市民」という回答では『誰』かがわからぬ) い)、策定プロセスの管理は誰が行うのか。「市民アクション」は、市民と行政(職員)が協働で行うのか、市民だけで行うのか。市民アクションに助成金等は支出される可能性はあるのか(まち条例14条との関連)。素案では『市民まちづくり計画』は10年続くものと想定されているが、現状からみて継続的活動はとても期待できないと思うがどうか。	4	市民まちづくり計画については、基本構想実現のために、市民が取り組むもの(市民アクション)をまとめたものであり、今後、市が管理していくことになります。なお、市民アクションの検討は市民で行い、それを冊子としてとりまとめ、市が発行することになります。 市民アクションの実施については、市民が行うことを前提としていますが、取組内容によっては、行政と協働で行うこともあると考えています。 市民アクションへの支援については、長久手市みんなでつくるまち条例第14条の規定に基づき、市民活動団体の力が最大限発揮されるよう支援していきますが、具体的な方策については、今後検討していきます。		
13			(修正意見) 該当箇所 p4上4行 「『市民まちづくり計画』をつくりました。」とあるが、聞いていない。市民アクションプランについて話し合っているだけではないか。あれを「計画」と呼ぶことが適切か。 (説明)参加している当人として個人的すぎる感想であるが、穴があいたら入りたくなる。	4	市民まちづくり計画については、2019年3月に、総合計画と合わせて、策定する予定であり、現在冊子を取りまとめる作業を行っています。		

意見番号	意見区分					意見内容	市の考え方
	章	基本目標	政策	施策	頁		
14	第1章 2 ながくて未来図とは (3) 計画の期間	5	3-1(質問)議会の議決を経ない基本計画部分は、行政側の判断で10年の計画年次及び計画の内容を変更できるか。「5年」と限定された中間見直し手続きを変更できるか。また、市長が交代した場合新市長は自らの政策・所信にあわせて計画の内容を変更できるか。さらに、毎年行うとされている進捗管理プロセスを変更できるか。 (説明)各種の中・長期計画等が毎年数多く作成されるようになり、その進捗管理と計画相互の調整が、かつてないほど難しくなっている。計画相互の内容に齟齬が生まれているが、結局あいまいなままその場限りで事実が進行しているように見える。つまり、数えきれない行政計画を作るために、かえって計画を無視したその場限りの行政運営が行われている。改善方法の一つは、計画年限や進捗管理を柔軟にすることである。年限を固定することは特に差しざわりが大きく、混乱するのではないか。また、長の交代や社会の大変動があった場合、柔軟に対応できる計画としておく方法も考えられる。たとえばこの素案では、まち条例による進捗管理(条例に沿って進捗しているか)が行われた翌年、基本計画の進捗管理が行われることになる。さらに各種の計画の進捗管理も加わる。各種計画の策定(改訂・見直し)と進捗管理のために、職員は膨大なエネルギーを浪費しているのではないか、無駄である。そもそも日本の財政の仕組みでは、毎年度の予算の策定・執行プロセスこそが行政の中核プロセスであって、各種の計画は単年度予算の欠点を補うために策定されるようになったものである。民間企業の経営手法とは大きく異なる。極論を言えば、各種の計画は現状の変化に柔軟に対応できるものであるべきだ(したがってPDCAが行政評価に適しているとは限らない)。計画策定プロセス・進捗管理プロセスに職員と市民のエネルギーを浪費する(浪費だと感じるから市民は参加しなくなる)のではなく、実行プロセスに資源を投入するべきである。 特に、長が交代した場合、新市長の政策・所信との整合性の取り方が極めて難しくなっている。一方ではまち条例(8条)により実現努力義務を課せられ、他方では現市長が第5次総合計画を改変してしまった事実、実績があるからである。いっぽ、柔軟に変更しうる総合計画をしてしまってはどうか。	3-2(予備的修正意見)仮に、3-1の見解として変更できないという主旨の回答であれば、各所の、「10年」の記述を「10年程度」に、中間見直しの「5年」の記述を5年とは特定できない表現に変え、進捗管理の「毎年度」を削除する。	基本計画の内容については、計画期間内での変更は考えていません。なお、基本計画で示した施策にひも付く事業をどのように実施していくかの行程をまとめたアクションプランについては、毎年度の進捗管理の中で、新しい要素を加えたり、見直しを行ったりすることで、柔軟な計画の推進を図ります。		
15			5	基本構想、計画を10年。そしてアクションを5年は遅いと思います、先ずは構想、計画を2年以内。アクションも2年以内			計画的な推進のためには、予め計画期間を定めておく必要があると考えるため、ご指摘の点については、修正しませんでした。
16	2 ながくて未来図とは (4) これまでの長久手市における総合計画	6	(修正意見) 該当箇所 p6下3行～下1行 「幸せを感じられるまちづくりを展開し、まちづくり協議会の設立や地域共生ステーションの整備を進めました。」と表現されているが、5次総合計画で下線のような施策が書かれていたか? (5次総の文言の検索確認をしていないが...)。書かれていないことを「やりました」というのではなく、市長の所信に沿って手続きを経ずに計画が修正された経過を正直に堂々と書くべきではないか。市長の政治的信念であるのなら、何故経過をごまかすのか。				「まちづくり協議会の設立」や「地域共生ステーションの整備」については、それぞれ、第5次総合計画の「基本方針5基本施策2(4)地域の課題に対応できる地域コミュニティーの支援・育成」、「基本方針5基本施策2(2)コミュニティ活動拠点の整備」に位置づけられており、これらの施策にひも付く事業として、実施計画において予算化し進めてきました。以上のことから、第5次総合計画に基づき、実施した事業として位置づけているため、第5次総合計画の説明として明記しました。

○第2章 長久手市の状況

意見番号	意見区分					意見内容	市の考え方		
	章	基本目標	政策	施策	頁				
17	第2章	1 長久手市をとりまく社会潮流 7 8	<p>「まちづくりの指針」となる大切な計画であれば、もっと大きな視野で世界の動きを認識している事を記載しておくことが、10年の間で、市民意識調査での成果指標の数値を確認、アクションプランについては、行政評価と連動し、毎年、活動数値を把握し、評価・検証を行う中、いつでも正しい選択が行えることが必要になります。下記の3項目を付け加える事を提言します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• SDGs 『拡大版SDGsアクションプラン2018』を決定。同『アクションプラン』は、総理指示も踏まえ、G20等を開催する2019年に向けて構築・発信していく日本の「SDGsモデル」の3本柱、①SDGsと連動した官民挙げた「Society 5.0」の推進、②SDGsを原動力とした地方創生、③SDGsの担い手である次世代・女性のエンパワーメントに沿って政府の取組を更に具体化・拡大。オールジャパンでSDGsを推進することにより、持続可能な成長を実現し、その豊かさと幸せを皆で共有する社会を本気で創っていく、SDGsを日本の未来を創る国家戦略の主軸に。</li> <li>• 「Society(ソサエティ)5.0」 「狩猟社会」「農耕社会」「工業社会」「情報社会」に続く、人類史上5番目の新しい社会、それが「Society(ソサエティ)5.0」です。第4次産業革命によって、新しい価値やサービスが次々と創出され、人々に豊かさをもたらしていきます。必要なもの・サービスを、必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供し、社会のさまざまなニーズにきめ細かに対応でき、あらゆる人が質の高いサービスを受けられ、年齢、性別、地域、言語といった様々な違いを乗り越え、活き活きと快適に暮らすことのできる社会。経済活動の「糧」が変わる、21世紀のデータ駆動型社会では、経済活動の最も重要な「糧」は、良質、最新で豊富な「リアルデータ」。データ自体が極めて重要な価値を有することとなり、データ領域を制することが事業の優劣を決すると言っても過言ではない状況が生まれつつある。行政のあらゆるサービスを最初から最後までデジタルで完結させる原則(「紙」から「データ」への)の下、公的個人認証システムの普及と利便性向上により、様々なライフイベントや事業活動を巡る行政手続等において、国民や企業が直面する時間・手間やコストを大幅に軽減します。</li> <li>• 情報化時代に求められる「多様な個性が長所として肯定され活かされる教育」への転換 全てのニーズや課題に学校だけで対応しようとするのではなく、学校外の様々な関係者、関係機関・団体等との協働、連携も含め「社会全体、地域全体で全ての子供達の力を伸ばす」という発想に立つことが重要である。今後の社会の変化と教育のあるべき姿を考えれば、これらの状況にある子供達も含め、他の子供達と違うことを「駄目なこと」と見るのではなく、むしろ「多様性(ダイバーシティ)」という観点から日本社会にとって必要な「多様な個性」として積極的に認め、受け入れ、その子たちの力も最大限に伸ばせる学校教育へと転換する必要がある。社会の在り方としても、均質な集団ではなく、一人ひとりが多様な個性や能力を発揮して新たな発想、創造を生み出すことのできる「多様性(ダイバーシティ)」こそが、更なる発展への原動力として不可欠です。</li> </ul>						
18		2 長久手市の特性と課題	23	特性と課題がつながらない。説明がほしい。					

○第3章 基本構想

意見番号	意見区分					意見内容	市の考え方
	章	基本目標	政策	施策	頁		
19						6(修正意見)情緒的、主観的、感覚的表現は、読む人によって異なる解釈が生まれてしまい、行政計画にそぐわないで修正する。6-1以下は例示であるが、総合計画書全体を点検してほしい。  6-2(修正意見)「幸せ」の定義を明記する。 (説明)もっとも主観的な用語の一つが「幸せ」であり、随所に記述されている。定義しておかなければ、この計画書全体が主観的に解釈できてしまい、行政計画書ではなくなってしまう。 本来であればこのような用語は避けるべきであるが、素案を全面修正する時間がないのであれば、次のような定義を注として書き加える方法もある。「この計画において『幸せ』とは、憲法13条によって定められた『個人として尊重』され『生命、自由及び幸福追求』に対する権利が、最大限尊重された状態をいう。」	幸せの定義は、様々であるため、定義はしませんでした。なお、幸せという主観的な表現があったとしても、第6次総合計画には、10年後の目指すべきまちの姿やそれを実現するための手段を明記したものであり、特段の支障はないと考えます。
20	第3章	1 将来像				6(修正意見)情緒的、主観的、感覚的表現は、読む人によって異なる解釈が生まれてしまい、行政計画にそぐわないで修正する。6-1以下は例示であるが、総合計画書全体を点検してほしい。  6-3(修正意見)「共生」も多義的な概念であるが、この素案での最大の問題点は、「共生」の意味として「多文化共生」「異質性を認め合う共生」に類する概念が明記されておらず(p24他)、不適切な修飾をつけることで(たとえばp24「多世代が関わり」)、共生の定義を一面的にしていることである。 具体的な修正例として、「『地域共生』、『自然との共生』等、『共生』は、一人の力では決して成り立たず、多世代が関わり混ざり合うことで成り立ちます」を「『地域共生』、『自然との共生』、『異質性を認め合う共生』等、『共生』は、一人の力では決して成り立たず、多様な人々が関わり混ざり合うことで成り立ちます」に修正する。他の箇所にも適宜「多文化共生」「異質性を認め合う共生」等の表現を加筆・修正する。 (説明)最近LGBTや外国人労働者にかんする問題が、政治の場で社会全体でこれほど取り上げられているにもかかわらず、不用意な用語、表現がなされている。全体として「共生」という用語は、ほとんど「地域共生」と同義という文脈で用いられている(たとえば70)。「地域共生」の意味であれば「地域共生」という表現に改めてほしい。 *参考であるが、辞書(社会学小辞典、有斐閣)では、共生の3つの意味を次のように説明している。 symbiosis … 競争的協同すなわち自然的な相互依存と分業、この共生の関係を人間生態学ではコミュニティと呼ぶ conviviality … 人間と環境の自律的・創造的関係やその関係における個人の自由の実現 living together…異質な文化をもつ民族・人種がその異質性を認め合いつつ適応する共存	共生の定義は、「地域共生」「自然との共生」のほか、「多文化共生」「異質性を認め合う共生」「市民と市との共生」等があり、様々であるため、定義しませんでした。なお、将来像においては、特に「地域共生」と「自然共生」のことを強調しておりますが、文脈上、特段の支障はないと考えます。
21						「共生」について 次の基本構想では将来訪れるであろう、市の課題として、「超高齢化社会の到来による、要介護者の増加、孤立死の増加、社会保障費の増加」と「人口減少社会の到来による税収の減少等」への対応が求められると述べられています。 続いて、こうした状況には「行政だけでは太刀打ちできず」、「地域で共生するまち」にしていくことが重要であると記しておられます。 そして、提案されている「共生」は、 基本目標1, 2, 4, 5の「地域生活の共生」、 基本目標3の「自然との共生」、 基本目標6, 7の「市政との共生」 に分類できます。 ここでの基本目標というのは、「市政としての構想であり」、「市政自身が積極的に取り組むべき目標ではないのか」ということです。その市政の目標に「共生」を旗印に掲げることに大きな違和感を捨てきません。 そうなりますと、「共生」という言葉が重要になります。疑問は「共生とは何か?」、「共生とは具体的に何をすることなのか?」ということです。 広辞苑によれば「共生」とは①「共に所を同じくして生活すること」、②「別種の生物が一所に棲息し、互いに利益を得て共同生活を営むと考えられる状態」とあります。つまり、「共に生きる」、「共同生活」、「共同労働」、「共同責任」のような考え方でしょうか? あるいはそのすべてでしょうか? あるいは「共同ボランティア」、「勤労の自主的奉仕」、「ボランティア活動」でしょうか? 市民は混乱します。 長久手市の総合計画に使われている、「共生」とはどういう意味なのかということです。最初の「基本構想」で「共生」を定義しない限り、「市政に携わる方々」の間、「市役所の役人と市民」の間、「個々の市民」の間、で「共生」の解釈が違ってしまう恐れがあり、場合によっては混乱する可能性を否定できません。 私の意見として、最初の部分で「共生」を定義されることを求めます。	

意見番号	意見区分					意見内容	市の考え方
	章	基本目標	政策	施策	頁		
22	第3章	1 将来像	24	I 「■将来像に込めた想い」の文案について ①全体を通じて “共生”することで幸せな「物語」が生まれる！との内容が基本構想の根幹にあります、「地域で共生」という、そこに生まれるのは幸せな物語ではなく、自分でしなさい！の自助、近隣住民で解決しなさい！の共助ではないでしょうか。公の助けは當てにしないでください！という、自治体本来の役割を放棄した社会ではないでしょうか。 ②具体的な修正案 段落の3つ目 (a)1行目→「行政だけでは太刀打ちできず」の表現は、行政の責任放棄と読み取れる表現で、市民＝納税者からみると不適切ではないでしょうか。 次のように修正して欲しいです。「行政と市民の協働の取り組みが必要と考え、そのためには…」 (b)あちこちに「幸せの…」という言葉が出てきますが「幸せ」は強要されることではないので全て削って欲しいです。 (c)4行目「幸せを実感できるまちに近づいていきます。」→削除 「地域につながりが生まれます。」で止める (d)5行目「幸せの力タチは人それぞれですが」→削除 「先人達が…」から始める (e)7行目「幸せが実感できる…なります。」→削除 「次世代につないでいくことも求められています。」で終わる。 段落の4つ目 (f)4行目「そこに物語が生まれます」→削除 「地域の力を育みます。」で終わる。 段落の5つ目 (g)1行目「人と自然」の後に「地域と行政」を加える。 (h)1行目「で、幸せが…生まれる」→削除 「…「共生」することを目指し、将来像を下記のとおり掲げます。」とする。	II 「■将来像」について (a)「幸せが実感できる共生の」→削除 「誰もが住みやすい」とする。 「～そして、物語が生まれる～」→削除	基本構想の将来像は、本市の10年後の目指すべき姿を記述したものであり、将来像に記述された課題に対応するための施策を推進していくためには、市民一人ひとりが地域に役割と居場所を持ち、関わり合い、助け合い支え合える「地域で共生するまち」を念頭において、取り組んでいく必要があると考えています。 当然のことながら、行政としてすべき法定業務等については、適切かつ着実に実施していくため、関連する記述は、修正しませんでした。 また、「幸せ」という文言については、「幸せのモノサシづくり」や「長久手市みんなでつくるまち条例」の目的の中でも使われており、これまでの市政運営を踏襲しているものであり、本計画でも「地域で共生するまち」を目指すことで、「多くの市民が幸せを実感できる幸福度の高いまち」を実現したいと考えているため、関連する記述は、修正しませんでした。 なお、基本目標ごとの事例を物語として、まとめていますが、事例以外のそれぞれの物語も想定しながら、副題を～そして、物語が生まれる～としました。	
23				将来像から基本目標へのつながりを表現すると良いと思う。 (例) 基本目標の頭へ次の言葉を入れる。 「私たち市民は、将来像を目指し、次の基本目標を掲げ、その達成にとりくみます。」			将来像を目指し、市民主体で第6次総合計画を推進していくことについては、『第5章の1「市民主体のまちづくり」の実現に向けて』の中で明記しているため、ご指摘の内容を基本目標の冒頭に追記しませんでした。
24	第3章	2 基本目標	25	理由 私たち市民が 目標を掲げ 取り組む のだという気持ちを強く表すことがよいと思う。 今の状態(全体を通して)は、自分たち市民が取り組んでいくというインパクトがあまり感じられない。			「ながくて未来の物語」については、10年後の本市が目指す姿を多くの市民に知ってもらい、イメージしてもらいやすくするために、基本目標ごとに1つの事例を物語形式にしたものです。 なお、基本目標ごとの事例を物語として、まとめていますが、事例以外のそれぞれの物語も想定しながら、副題を～そして、物語が生まれる～としました。
				6(修正意見)情緒的、主観的、感覚的表現は、読む人によって異なる解釈が生まれてしまい、行政計画にそぐわないで修正する。6-1以下は例示であるが、総合計画書全体を点検してほしい。 6-4(質問)「物語」(p24他)とは何か。今流行している感覚的なキャッチコピーが、安易に使われている。このキーワードは、市民ワークショップや団体ヒアリングでも登場していない(p22)。つまり、市民の間でもあまり「物語られる」との無い用語である。今、広告など一部で流行っているだけである。「物語」とはどういう意味か定義してほしい。P22にもないこのような用語が、なぜ用いられたのか説明してほしい。 (説明)草案には「しかし、そうした過程が、市民の力、地域の力を育み、そこに『物語』が生まれます」(p24)と書かれている。まったく論理的ではない。行政側が作文したこの表現が、WSで提案されたことは知っている(採決はされていない)。しかし、繰り返しだが、普段私たちの日常的な文脈の中ではほとんど用いられない用語、行政計画には適さない非論理的な用語である。5次までの総合計画のコピー句では、このような日常使われない、定義できない用語が使われたことはあまり無かった。WSで提案されたからなどと回答しないでほしい。			

意見番号	意見区分					意見内容	市の考え方
	章	基本目標	政策	施策	頁		
25	第3章	2 基本目標	2 5 5 3 8	6(修正意見)情緒的、主観的、感覚的表现は、読む人によって異なる解釈が生まれてしまい、行政計画にそぐわないで修正する。6-1以下は例示であるが、総合計画書全体を点検してほしい。  6-5(修正意見)「ながくて未来の物語」の文及びイメージイラスト(p25~p38)は、個人のあるべき感情、意識、考え方、行動を書き連ねたもので、議会で議決するには適さないので削除する。個人の意識や行動などについて何が望ましいか(望ましくないか)を議会で決定することは、ほとんど全体主義である。もちろん、行政が基本計画として決定することも誤りである。  (説明)「ながくて未来の物語」に書かれていることがらの大半は、平均的で多数派である私個人にとっては、否定的な内容ではない。しかし、これが「理想の姿」だと言われると、幸せになれないダメな人間だと傷つき、悲しむ、平均よりは異質な少数の人々が必ずいることを思ってしまう。たとえば家族を持てない(持たない)人、地域と関われない(したくない)人は必ずいる。6-3で述べた「共生」の意味を読み返してほしい。	「ながくて未来の物語」については、10年後の本市を目指す姿を多くの市民に知ってもらい、イメージしてもらいやすくするために、分野ごとに1つの事例を物語形式にしたものであり、市民の皆さんと一緒に検討してきた基本構想の一部であるため、削除しませんでした。		
26						「第3章 基本構想」の「基本目標1」～「基本目標7」の各項目にある「ながくて未来の物語～この分野での2028年の理想の姿を描いた物語～」は現実を見ていない妄想で、基本目標に不適切です。削除すべきと思います。  「第3章 基本構想」の「基本目標1」～「基本目標7」の各項目にある「ながくて未来の物語～この分野での2028年の理想の姿を描いた物語～」は、将来のイメージを持ちやすくするための工夫された記載かと推測しますが、実感がわからず、違和感を感じるという感想を持ちました。当然とはいえ、「具合の良いことばかり書いたる」ので、素直に受け入れられないんだと思います。	
27		基本目標1（人づくり）	政策1 地域共生を支える人づくり	一	26	発掘とはだれがどのように。少しあは方向性がほしい。待っているのは発掘ではない	第4章基本計画「基本目標1政策1施策(1)地域の担い手づくりの推進」(計画書本編P44)において、ご近所での見守りや声掛け、高齢者の生活の手助け等の活動に主体的に取り組む市民の発掘の方向性を明記しています。具体的には、生活支援コーディネーターを配置し、地域に不足するサービス・支援を把握したり、生活のちょっとした困りごとなどを地域で支え合って解決できるよう、生活支援センターを養成する等、市民主体の地域の支え合い体制づくりに取り組んでいます。また、市社会福祉協議会においては、見守りサポートを養成し、高齢者や子ども、障がいのある方等の見守りの必要な方への地域住民による見守りや声かけの推進に取り組んでいます。なお、「基本目標1政策1地域共生を支える人づくり」の上から1つ目の項目について、「…ご近所での見守り活動等に取り組みやすい環境づくりをすることで、地域の担い手を増やしていきます。」という記述に修正しました。また、第4章基本計画「基本目標1政策1施策(1)地域の担い手づくりの推進」(計画書本編P44)の上から3つ目の項目について、「誰もが、ご近所での見守りや声掛け、高齢者の生活の手助け等の活動に取り組み、地域の担い手として活躍できるための環境づくりに取り組みます。」という記述に修正しました。

意見番号	意見区分					意見内容	市の考え方
	章	基本目標	政策	施策	頁		
28	第3章 基本目標2 （子ども）	ち政 合策 う2 ま ち子 づど くも りを 通じ て育 て合 い育	—	28	3世代同居は、子育て支援にならない。親世代も望んでいない人が多い。子世代に介護や世話を期待しているのではないか。転勤も多い中、近居・同居を促進とは現実的でない	人が居住地を移動する機会は、それぞれのライフステージや住居に対するニーズによって異なりますが、本市においては、「大学等への入学」や「結婚」のほか、「住宅の購入」をきっかけに転入される方が多い反面、本市で生まれ育った子どもが、就職をきっかけに転出される方も多い傾向にあります。そういった状況の中で、就職を理由に転出された方が、「結婚」や「住宅購入」時に、子育て世代とその親世代との同居や近居を促進することにより、子育てしやすい環境をつくるとともに、本市に定住していただければと考えています。なお、以上の点が分かるように、「基本目標2政策2子どもを通じて育て合い育ち合うまちづくり」の上から2つ目の項目及び第4章基本計画「基本目標2政策2施策(2)身近な地域で子育てしやすい環境づくり」の項目について、「子育て世代とその親世代との同居や近居を希望する人を支援することで、市内での定住人口の増加を図るとともに、子育てしやすい環境づくりに取り組みます。」という記述に修正しました。	
29					仕事をしていない乳幼児親子に対する政策がない。乳幼児親子の居場所作りも必要	乳幼児親子の居場所づくり等としては、児童福祉施設が大きな役割を果たしています。保育園では、未就園児とその保護者を対象に、他の子どもと関わって遊ぶ経験をしたり、保護者同士の交流を目的とした「たけのこクラブ」を実施しています。また、市役所西庁舎にある子育て支援センターにおいても、子育て親子への交流の場を提供しているほか、乳幼児とその保護者を対象とした育児講座等を実施しています。また、小学校区ごとに設置している児童館では、乳幼児親子向けのプログラムや育児相談を実施しています。なお、第4章基本計画の「基本目標2政策2施策(1)地域の子育てネットワークづくりの推進」の中で、地域での子育ての悩み相談や情報交換、仲間づくりの取組の方向性が明記されています。また、同項目では「市民活動団体等が行う子育てサロンを支援」することも記述されており、こうした取組を通じて、乳幼児親子の居場所を確保を図っていきたいと考えています。	
30					公的施設や預け先があるだけでは子どもは育たない。子どもがあるがまま受け入れられる地域作りが必要。公園でボール遊びが禁止され、子どもの挨拶の声がうるさいと言われるようなまちで子どもが健全に育つとは思えない	公的な子育て支援サービスの充実も必要ですが、いただいたご意見のとおり、子どもに寛容で、地域全体で子どもを育む地域風土の醸成も重要であると考えています。第4章基本計画の「基本目標2政策2施策(1)地域の子育てネットワークづくりの推進」の中で、地域全体で子ども達の成長を支えるための取組の方向性について、明記していますが、地域が子どもに関わっていく取組を充実することで、こうした風土の形成に繋げていきたいと考えています。	

意見番号	意見区分					意見内容	市の考え方
	章	基本目標	政策	施策	頁		
31	第3章	基本目標3 （自然環境）	然政策の1 共生万博理念を継承した自然	—	30	ニノ池湿地が名指しである説明がほしい	ニノ池湿地群は、ニノ池上流の谷一帯が湿地となっており、市内の湿地としては規模の大きなものであるため、保全を想定する湿地の代表的なものとして名称を明記しました。
32			—	30	緑化は大切だが、木を植えればよいという発想ならやめた方がいい	市東部の緑地の保全や市西部の市街地における緑の創出に取り組んでいきたいと考えており、「基本目標3政策1の施策(1)豊かな自然環境の保全・活用及び施策(3)まちの緑の創出」にそのことを明記しています。	
33		基本目標4 （生活）	み政策な2で解地域の課題を	—	32	話し合いの場があっても、人は来ない。必要性が伝わっていないので。近所づきあいは自発的でなければうまく行かない。促されてするものではない。	市としては、話し合いの場をつくり、市民同士が知り合うきっかけをつくることにより、市民同士が助け合い、支え合える地域づくりを推進していきたいと考えています。 また、このことは、『第5章1(1)市民が「知り合う」きっかけをつくる』にも明記しています。
34			す政い政策環境1の外整出備しや	—	36	(修正意見) 該当箇所 p36上3行 「今後の高齢化に対応した公共交通サービスの提供」を、「高齢者など移動困難者に対応した公共交通サービスの提供」に改める。 (説明)移動が困難なのは、高齢者だけではない。	ご指摘の箇所については、現在策定中の第2次地域公共交通網形成計画と整合を図るため、「高齢者等の交通弱者に対応した公共交通サービスの提供」という記述に修正しました。
35		基本目標6 （都市経営）	環境政策の2形成暮らして心地よい生活	—	36	(修正意見) 該当箇所 p36上9行 「土地区画整理事業により」を、「土地区画整理事業等の手法により」に改める。 (説明)使える手法は土地区画整理だけではないと思うので。	ご指摘の箇所は、長久手中央地区及び公園西駅周辺地区の記述であり、既に土地区画整理事業として進めているため、修正しませんでした。
36			—	36	(修正意見) 該当箇所 p36上11行 「公園・緑地の整備」を、「公園・緑地の整備と保全」に改める。	公園の保全については、次に続く「老朽化した都市基盤施設等の長寿命化」に、その趣旨も含まれており、緑地の保全についても、「基本目標3政策1万博理念を継承した自然との共生」に明記されているため、修正しませんでした。	

意見番号	意見区分					意見内容	市の考え方
	章	基本目標	政策	施策	頁		
37	第3章 （市政運営）	基本目標7 （市政運営）	政政運営1 効果的かつ効率的な市政	—	38	(修正意見) 該当箇所 p38上6行 「地理情報システムや」を削除。 (説明)地理情報システムの活用を否定するわけではないが、各種の便利なシステムがあるなかで特段「施策」として掲げる内容ではないのでは？予算レベルの話ではないか。	ICTを活用し、効果的かつ効率的な市政運営を推進していくうえで、地理情報システムは今後幅広い活用が期待できるため、あえて施策として掲げています。
38						(修正意見) 該当箇所 p38上7行の後に挿入 「●公文書公開制度によらない積極的な情報提供のあり方について検討します。」を挿入 (説明)公文書の保存方法、公文書の範囲、閲覧方法、著作権の管理、HPの活用、画像データの活用、印刷物の提供方法、個人情報の運用など、積極的な情報提供・説明の方法について課題を整理し、改善を検討してほしい。	ご指摘の箇所については、「基本目標7政策1効果的かつ効率的な市政運営の上から3つ目の項目」にある～情報通信技術(ICT)の活用、の後に「積極的な情報公開、」という記述を追加しました。
39			仕政組策みづく柔軟な市政に向けた	—	38	(修正意見) 該当箇所 p38上11行 「また、概ね小学校区単位で市民サービスを享受できる仕組みについて、検討します。」を削除する。 (説明)長久手市において小学校区はごく人為的な区割りであり、小学校区単位で解決できる問題は少ない。距離的に近くでという効果も期待できるが高齢者が歩ける範囲は限られている。移動困難者の移動手段を整備した方がはるかに効率的だろう。仮に小学校区単位で提供できるサービスであったとしても、支所的なものを整備する方法は、財政的にも用地的にも困難である。CSW(地域の相談員)のようなサービスであれば、事務所を小学校区単位に置く必要性は少なく、出かけてサービス提供するか、近くの公共施設・集会施設を利用してイベント開催すればよい。全く新しい施設を整備する財政的余裕はなく、既存の公共施設の複合施設化、使いやすいオープンな運用が先決である。	今後、超高齢社会が訪れる本市において、高齢者をはじめとする多様な世代の人が、歩いて暮らすことができる環境を整備していく必要があるため、地域の活動拠点となる地域共生ステーション等で市民サービスを享受できることをイメージしていますが、具体的な方策については、今後検討していくことになります。

○第4章 基本計画

意見番号	意見区分					意見内容	市の考え方
	章	基本目標	政策	施策	頁		
40	第4章 政策1 基本目標1 （人づくり） 地域共生を支える人づくり	43 43 43 43 43 43	4 4 4 4 4 4	4 4 4 4 4 4	4 4 4 4 4 4	「施策」「政策」の表現について この表現は、役所的なイメージが感じられる。 この基本計画は、市民のための目標であり、市民が取り組むものとするなら、もう少し親しみのある表現がよいと思う。 (例)「取り組み目標」、「取り組む主な項目」と言うような表現にしたほうが、親しみやすいと思う。	第6次総合計画は、本市が目指す10年後の将来像を描き、その将来像の実現のための取り組みを示す「まちづくりの指針」となる行政計画です。なお、政策とは、基本目標を実現するために「すべきこと」をまとめた取組の基本的な方向性であり、施策とは、政策を実現するための取組内容を示したもののです。これらのことば、「第4章基本計画3各政策を実現するための施策ページの見方」に明記されており、一般的に使われている文言であるため、修正しませんでした。
41						新たなまちづくり組織の設置とありますが、既存の自治会などの整合をどのように考えるのか、といった議論も必要になるかと思います。その点についての記述が必要ではないでしょうか。	本市においては、現在、概ね小学校区単位のまちづくり組織の設置に取り組んでいるところであります、それ以外の新たなまちづくり組織の設置には取り組んでいません。 なお、「基本目標1政策1施策(1)地域の担い手づくりの推進」の上から1つ目の項目に、概ね小学校区単位のまちづくり組織に関する記述があり、長久手市みんなでつくるまち条例第12条の規定でも定義されています。 また、自治会については、長久手市みんなでつくるまち条例第11条の規定で、自治会は地域活動団体に含まれることが定義されており、同施策の上から2つ目の項目に、地域活動団体に関する記述をしています。 以上のことから、概ね小学校区単位のまちづくり組織と自治会の整合が図れていると考えます。
42						担い手づくりの具体的な施策がほしい。 例①市民主体のまちづくりに関心のある30～40代を対象とした研修会の開催 例②各小学校区まちづくり協議会のメンバー同士の情報交換会の開催 例③中・高生対象の「地域における住民主体のまちづくり」に関する出前授業の実施	本市においては、現在、CSW(コミュニティソーシャルワーカー)を推進役として、地域課題を市民自らが、解決していく地域づくりを進めています。 今後の具体的な方策については、アクションプランや各分野の個別計画で明記していくことになりますが、ご提案いただいた内容については、今後の取組の参考とさせていただきます。
43						政策1の施策(1)2行目 「発掘する」という言葉はなんとなく上から目線なので→削除 「協力を得る」に変更	「基本目標1政策1施策(1)地域の担い手づくりの推進」の上から3つ目の項目について、「誰もが、ご近所での見守りや声掛け、高齢者の生活の手助け等の活動に取り組み、地域の担い手として活躍できるための環境づくりに取り組みます。」という記述に修正しました。
44						市が洞地区まちづくり協議会と同区自治会連合会の関係 本年11月25日に、「市が洞小学校区まちづくり協議会」が発足しました。同様の協議会として、すでに西小学校区まちづくり協議会が活動しております。将来は、市内の他の4つの小学校区にも設立されると聞いております。ここで、設立された私共の小学校区や残りの他の4つの小学校区にはすでに自治会連合会が存在します。一方、西小学校区には自治会連合会がありませんので、市が洞小学校区まちづくり協議会は「すでに自治会連合会が存在している」地区にできた初めてのまちづくり協議会と言えます。  長久手市に設立されるまちづくり協議会の民主的運営と明朗会計を担保した協議会規約の下で、進めていただくよう切にお願いしたいと思います。	まちづくり協議会については、「基本目標1政策1施策(1)地域の担い手づくりの推進」の中で、概ね小学校区単位で設置することを目指しています。まちづくり協議会の適正な運営について、市としても支援していきます。

意見番号	意見区分					意見内容	市の考え方
	章	基本目標	政策	施策	頁		
45	第4章	基本目標1（人づくり）	政策1 地域共生を支える人づくり	施動策の(2) 場の地域整備にとおける活用	44	歩いて行ける身近な交流の場の設置には期待します。現在も近くに老人憩いの家、集会所などありますが申請や鍵の受け渡しなど不便と言う声を聞きます、運用の利便性についての検討も望みます。	歩いて行ける身近な場所に、地域の人たちが交流できる場を設置するにあたり、老人憩いの家や集会所等の運用に関する具体的な方策については、今後検討していきます。
46				施策参加しやすい市民活動や環境づくり 地域活動に	44	地域のみなさんに市民参加できる活動が伝わる仕組みを作り。市のfacebookページやSNSで若い人たちがイベントを知ることができるようになります。	ご提案いただいたfacebook等のSNSによる若い世代へのイベント周知については、市が管理する既存のSNS媒体を活用して、情報発信を実施していきます。
47			—	—	45	目標値について。参加したいと思っている市民が50%に対して、参加した市民が70%の意味がわからない。	「基本目標1政策1地域共生を支える人づくり」の成果指標として、「過去3年間に地域活動に参加した市民の割合」と「地域活動やボランティア活動、NPO活動に参加したいと思っている市民の割合」を設定しており、2026年度の目標値については、2016(平成28)年度分を含めた過去に実施した市民意識調査結果を踏まえ、算定しました。 また、2016(平成28)年度に実施した市民意識調査では、「あなたやあなたのご家族は、過去3年以内に地域の活動に参加しましたか。」という質問に対し、「参加した」と回答した人の割合が53.6%でした。一方、「地域活動やボランティア活動、NPO活動に参加したいと思う。」という質問に対し、「そう思う、まあそう思う」と回答した人の割合が37.6%でした。 なお、「過去3年間に地域活動に参加した市民の割合」の割合が大きくなっているのは、「自分や自分の家族」も含めた数字であることが考えられるため、「過去3年間に地域活動に参加した市民の割合」の指標名の前に、「自分や自分の家族が、」という記述を追加しました。

意見番号	意見区分					意見内容	市の考え方
	章	基本目標	政策	施策	頁		
48	第4章 「やつてみたい」が実現できる仕組みづくり	政策2 「やつてみたい」が実現できる仕組みづくり	施策(1) 「ある高齢者まちに役割りと居場所が」	46	政策2の施策(1)1行目 「発掘」→削除 「づくり」に変更	「基本目標1政策2施策(1)高齢者に役割と居場所があるまちづくり」の上から1つ目の項目について、「高齢者の経験と知識をまちづくりに生かすための仕組みづくりに取り組みます。」という記述に修正しました。	
49				—	高齢者人口増大が問題になっているが、私は「宝の山」の増大だと思っている。私は老人の方々に申し上げて居るのです。「私は、一生懸命に働き、苦労を重ねてきたのだから、余生は好きな事をして生きたいと思ってここまで来ました。しかし、一向に生き甲斐と言うものがない、これでいいのだろうか？」と思うようになりました。そして子どもの頃学んだデンマークの「ゆりかごから墓場まで」の政策が失敗に終わった例を想起したのです。そこで、才知に乏しい私が、経験を積み、思考を得たものを、私利私欲の為にだけでなく、世の為に自分の出来ることで尽くして行こうと決心をして生きています」と。その実践例が道路掃除・ゴミ拾い・川清掃です。静かに頷きながら聴いていただきました。一人でも、宝の持ち腐れに終わること無く、世の為につくす人が増えることを願っています。因みに、イギリスの街かどに「スピーカーズコーナー」があり、人が独り立てる程の台が設置されている。誰でも自由に言いたい事を喋れるという珍しい策です。	「基本目標1政策2施策(1)高齢者に役割と居場所があるまちづくり」の中で、高齢者の経験と知識をまちづくりに役立てていただくための取組の方針を記述しています。より多くの高齢者が自身の興味関心を活かし、就労や、地域づくり・まちづくりに参加いただけるよう、多様な機会の提供、仕組みづくりに取り組んでいきます。	
50			施策(3) 「誰もが活躍できる地域づくり」	46	男女共同参画も重点項目として進めたいことの一つです。16年前中学に入学する子どもの説明会で混合名簿の検討を希望したところ、今後も検討する予定はないと返答されましたが、今でも男女別の名簿が使われているようですね。小さい頃からの意識に働きかける環境づくりも大切だと思いますのでそうした整備も望みます。	男女共同参画に係る中学校での名簿については、「基本目標1政策2施策(3)誰もが活躍できる地域づくり」の上から6つ目の項目の中で、性別や世代、国籍等による固定的役割分担や差別意識の解消の推進として記述されています。 なお、現在策定中の第3次男女共同参画基本計画では、「男女を区別する慣習」を重点課題と位置づけ、男女混合名簿を広めていくとしています。 市内の小学校では、混合名簿が使われておりますが、ご指摘のとおり、中学校では混合名簿の利用まで至っておりません。学校などにおける男女平等教育の推進に向けて、中学校において引き続き男女混合名簿の整備に向けて、働きかけていきます。	
51				46	長久手市個人店のビジネス特許アイデア早く(近年のビジネス特許を) 例:個人店アイデア例(喫茶店:花、草等を摘んでコーヒー等に入れる)	ご提案いただいた内容については、今後の取組の参考とさせていただきます。	
52		政策2 「やつてみたい」が実現できる仕組みづくり	—	—	市と共生ステーションとの関係性はどうなっているのでしょうか？お互いはどうのように連携を取っているのでしょうか？今後市民活動を続けるにあたっての相談窓口がどこかよくわかりません。 名称も(「たつせがある課」でも良いのでしょうか)「市民活動支援課」「協働まちづくり課」などの名称であれば、市外から転入してきた人にもわかりやすいと思います。市民活動が行きやすい市の体制作りをお願いしたいです。	市では、概ね小学校区で、地域が主体性を持って、地域特有の課題に取り組むことができる体制づくりを進めており、地域の活動拠点となる地域共生ステーションの整備を進めており、現在は、市が管理しています。 また、地域の課題解決のための組織として、概ね小学校区単位のまちづくり組織の設立を進めており、市は運営の支援や助言を行っています。 市民活動については、市民と市との協働によるまちづくりを推進するための施設である「まちづくりセンター」をご活用ください。	
53				—	私は、子どもの育て方も知らず結婚しました。だから何事も「だろう・だろう」の充てずっぽで、望ましい育成にはないままに終わってしまいました。後悔先に立たずです。 「子ども育成はどのようにしていったらいいのか」の本・家庭の在り方などの講習があつたらと思います。	子ども育成に関する本や家庭の在り方等の講習会は実施していませんが、市内6カ所にある児童館において、定期的に児童教室を開催しています。 また、児童教室の実施に合わせて、児童館長による育児相談や保健センターの保健師による育児教室(まちの保健師)、児童の体重測定等を実施する「のびのび計測出張」、子育てコンシェルジュの定期的な訪問により、子育てに関する情報提供や相談を実施しています。	

意見番号	意見区分					意見内容	市の考え方
	章	基本目標	政策	施策	頁		
54			—	—	4 8 ↓ 5 2	子どもの健全育成には、その子どもの家庭まるごと支援も必要。子育て支援と子どもの健全育成との連携を進めるような一文がほしい。	子育て世代の家庭の支援については、保健センターや児童館、子育て支援センター、子育て支援課等の各施設や窓口において、子どもの健全育成や保護者の悩み等の相談内容に応じて対応しています。また、地区社協では、子どもの居場所づくりに取り組んでおり、NPO法人においても、子ども食堂を実施しています。こうした取組を今後も継続していくことで、子どもが健全に育成し、その保護者が地域で孤立しないよう、「子育て支援施策」と「子どもの健全育成」との連携を図っていきたいと考えています。なお、以上の点が分かるように、「基本目標2政策1施策(1)子どもたち一人ひとりに応じた支援体制の推進」の上から6つ目の項目について、「子どもの養育や就労、生活等について、様々な困難に直面している家庭が、自立した生活を営むことができるよう、総合的に支援する体制を整備します。」という記述に修正しました。
55	基本目標2（子ども） 妊娠から出産・子育てまでの切れ目のない支援	政策1 子どもたち一人ひとりに応じた支援体制の推進	施策(1) 48			第2項に「出生から就労までの切れ目のない療育体制の構築」が挙げられているが、「インクルーシブ教育の推進」が世界的潮流の今日、本市においても、義務教育段階の障がいのある児童生徒は、障害の種類や程度にかかわらず、全て市内の小中学校で個に応じた適切な教育を受けられるように、教育体制を整える必要がある。その際、大阪市立南住吉大空小学校の実践をモデルにして、地域の人的資源も活用した手厚い指導体制の構築を志向してもらいたい。	現在策定中の市教育振興基本計画では、インクルーシブ教育システムの構築に向け、通級指導教室・特別支援学級等の多様な学びの場の環境整備や合理的配慮の提供を通して、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援に取り組むことを考えています。第6次総合計画においては、「基本目標2政策2施策(1)地域の子育てネットワークづくりの推進」の中で、地域と学校が連携・協働する体制づくりに関する方向性を明記しており、具体的には、学校や保護者、地域がともに連携し、授業中における障がいのある子どもの支援等を行い、地域全体で子どもたちの成長を支える地域学校協働活動の推進に取り組んでいきます。また、「基本目標2政策3施策(2)安心して子どもが過ごせる場の整備」の中で、安全・安心で快適な教育環境の提供に関する方向性を明記しており、具体的には、学校施設のバリアフリー化を段階的に実施していきます。
56						上から4つ目の項目 道徳教育でいじめはなくならない。「いじめを生み出さない風土を作る」は言い過ぎ。	「基本目標2政策1施策(1)子どもたち一人ひとりに応じた支援体制の推進」の上から4つ目の項目について、「いじめを生み出さないために、道徳教育や人権教育の取組を推進するとともに、心の相談員やスクールソーシャルワーカーの増員による相談・支援体制の充実を図ります。」という記述に修正しました。
57						道徳教育の充実とありますが、いじめに関しては人権教育とした方が相応しいのでは。	
58						上から7つ目の項目 幼保→小学校のみか？小学校→中学校の支援はないのか	「基本目標2政策1施策(1)子どもたち一人ひとりに応じた支援体制の推進」の上から7つ目の項目について、「園児と児童及び児童と生徒の交流カリキュラムの充実や職員間の交流研修、保育園・幼稚園・小学校・中学校間の情報共有と積極的な就学相談を進め、保育園・幼稚園から就学・進学に向けて、切れ目のない支援に取り組みます。」という記述に修正しました。

意見番号	意見区分					意見内容	市の考え方
	章	基本目標	政策	施策	頁		
59	第4章	基本目標2（子ども）	政策1 妊娠から出産・子育てまでの切れ目のない支援	施策(2) 安心して出産できる環境の充実	48	<p>私は2児(0,2歳)の母であり仕事もしております。</p> <p>下の子供が6か月の時に長久手に引っ越しました。</p> <p>上の子(2歳)は名古屋の保育園に入っていましたが、就労一産休一育休という理由で保育所に入っていました。</p> <p>しかし長久手では育休という条件では保育園を利用できず退所になりました。</p> <p>また、週1日ですが仕事をしているのですが、名古屋市では一時保育が生後57日目から利用可能でしたので</p> <p>下の0歳時の子供も公立保育園に預けて生後3か月頃から仕事をしていました。</p> <p>しかし長久手にきてみると、一時保育の利用の条件がかなり厳しく、</p> <p>例えば0歳児を預かれる保育所は1つしかなくしかも1名程度の枠しかないこと、3か月毎に申し込みをし直さないと利用できないこと、</p> <p>利用時間が9~16時の間しかないこと、不規則に入る仕事には利用できること、保育所の空きが少なく二人同時に入れないこと、</p> <p>長久手市と各私設保育園との連携が不十分で長久手市と各保育園との両方に申し込まなければならぬことなどがあり一時保育は到底利用できる状況ではなくなっていました。</p> <p>また、入所選考基準指數表ですが、調整指數が12個しかないようで、同じ点数の人が数人~十数人いるようです。</p> <p>同点の場合は抽選となるようですが、もっと基本指數、調整指數を細分化してランク付けをしっかりしてほしいと思います。</p> <p>そこで次世代の女性には、私と同じ思いをさせないようにして頂きたいので以下のように提案させてください。</p> <p>①現在は、いくつかの保育施設の常時保育では、生後半年への子供しか受け入れていない 生後57日目～生後半年までの子供を保育できる施設がなければ、早期の仕事復帰ができないので、 現在の保育条件のままでは、今後出産したいと思って働いている多くの女性が安心して出産育児ができません。 住みよい街長久手といわれているが、とても住みよいとは言えないと思います。</p> <p>②一時保育の保育施設の数を増やす、定員を増やす、利用可能時間を臨機応変にする、 申込場所を(子育て支援課など)一つに統一して分かりやすくする</p> <p>③常時保育の入所選考基準指數表の基本指數、調整指數の細分化をしてほしい</p>	<p>①生後57日目からの産休明け保育については、「基本目標2政策1施策(2)安心して出産できる環境の充実」において、保護者の就労形態や生活スタイルが多用する中で、保育園の移転等に合わせて、産後57日目からの産休明け保育の実施に取り組むことを明記しており、市内の認可保育園における、産後明け保育を実施していきます。</p> <p>②一時保育事業については、現時点で事業を実施している施設においては、面積の制約等があり、受け入れ児童数の増加などは難しいですが、今後、新たに保育園を整備する際には、一時保育のためのスペースを整備し、受け入れ人数の増加について検討していきます。</p> <p>なお、申込場所については、公営の保育園は一括お受けしていますが、民営の保育園については、各施設の事業者が異なるため、統一して申込みをお受けすることができません。</p> <p>③認可保育施設への入所時における保育施設案内の優先度を定めている入所選考基準指數表については、毎年度見直しを行っているため、今後も必要に応じて変更していきたいと考えています。</p>
60			政策2 育ちの子どもまちづくりの子育て支援	施策ワ(1) －地域づくりの子育て支援ネット	50	上から2つ目の項目 「おたすけたい」はあくまで子育て支援を目的としてほしい。高齢者の生きがい支援の推進を重視した「おたすけたい」は、子育て世代の負担となる	保育園と児童館の「おたすけたい」については、地域住民や近隣の学生(学生は、児童館おたすけたいのみ対象)に、保育園、児童館活動、児童クラブの補助、環境整備等のお手伝いをしていただく中で、園児や児童、幼児、子育て中の保護者と世代間交流を図るとともに、身近な地域で子育てを支え合う環境をつくることを目的に実施しています。高齢者の生きがい支援が目的ではなく、高齢者を始めとして様々な年代の方がこの事業に関わっていただくことにより、その結果として、高齢者の生きがいづくりの推進や、子育てを通じた地域のネットワークづくりができると考えています。
61					50	「子育てサロンを支援」 ↓ ぜひお願いします！	ご意見いただき、ありがとうございました。

意見番号	意見区分					意見内容	市の考え方
	章	基本目標	政策	施策	頁		
62	第4章 基本目標2 (子ども)	政策2 子どもを通じて育て合い育ち合うまちづくり	施策(2) 身近な地域で子育てしやすい環境づくり	50	上から1つの項目 転職による転入者の多い土地で、同居近居は非現実的。同居近居が「子育てしやすい環境」であるかどうかは、各家庭の価値観による	人が居住地を移動する機会は、それぞれのライフステージや住居に対するニーズによって異なりますが、本市においては、「大学等への入学」や「結婚」のほか、「住宅の購入」をきっかけに転入される方が多い反面、本市で生まれ育った子どもが、就職をきっかけに転出される方も多い傾向にあります。そういった状況の中で、就職を理由に転出された方が、「結婚」や「住宅購入」時に、子育て世代とその親世代との同居や近居を促進することにより、子育てしやすい環境をつくるとともに、本市に定住していただければと考えています。なお、以上の点が分かるように、「基本目標2政策2施策(2)身近な地域で子育てしやすい環境づくり」の項目について、「子育て世代とその親世代との同居や近居を希望する人を支援することで、市内での定住人口の増加を図るとともに、子育てしやすい環境づくりに取り組みます。」という記述に修正しました。	
63					・3世代同居が可能な住民は何世帯あるのでしょうか？また、長久手だけよければ…というような考え方ではないでしょうか。 ・三世帯同居の具体的な施策とは何か知りたくてHPIに掲載されている「第6次…(案)」の全文を見たら概要の記載以上の文言がなく、疑問を持ちました。具体策は未検討ですか。促進の手段として行政が三世帯住宅への資金援助をされるのではないかですか。もしそうなら建築資金のある人には結構なことですが、三世帯同居したくても建築資金のない人にとっては不公平です。この世に五万いる人間には五万の暮らし方があり、この方向で暮らすがいい、というように行政から促進されるのはまっぴらです。行政の役割は、五万の人間のそれぞれの暮らし方をしたいという要望に添ってなされるものではないですか。これは逆です。		
64					3世代同居や近居を推進とあります。もちろん祖父母など親族が子育てを応援し皆で見守ることに異を唱えるものではありませんが、行政が推進するのはあくまで公共の整備で同居や近居を推進、とするには違和感を感じます。同居や近居をしたいと思っている家族の支援、が妥当ではないでしょうか。		
65					「3世代同居や近居を促進」 ↓ 子育て世代は転勤族、全国から長久手へ引っ越してきた人が多いので、この書き方だと言葉がたりないと思います。説明会で、長久手で子ども時代からすごし家庭をもった場合のことを指していると聞きましたが、この文面ではそのように伝わらないと思います。		
66					「同居や近居を促進」 ↓ 上に挙げたことと同じで、「長久手で子ども時代からすごし家庭をもった場合」というのがわかるようにしてほしいです。		
67					地域のこどもたちがいつでも行ける居場所づくり。		地域の子どもたちの居場所づくりについては、市内の各小学校区に児童館を整備しています。児童館では、子どもに健全な遊び場を提供し、その健康増進及び情操を豊かにするために、工作、各種大会、幼児教室、料理教室等の毎月の行事のほか、遠足、人形劇公演、陶芸教室等の事業のほか、地域の人材を活用した事業を実施しています。 現在、児童館整備として、長湫北保育園跡地に児童館を建設し、現在の下山児童館から児童館機能を移設することや、現農村環境改善センター多目的広場(グラウンド)において、上郷保育園、上郷児童館及び児童発達支援センターの一体的な整備に向けて事業を進めています。

意見番号	意見区分					意見内容	市の考え方
	章	基本目標	政策	施策	頁		
68	第4章 基本目標2（子ども） 子どもの健やかな成長を支える環境の整備	政策3 子どものが主体的に学ぶ機会の創出	施策(1) 子どもが主体的に学ぶ機会の創出	51	上から2つの項目 文化芸術と多様性、他者への理解のつながりがわからない。説明が必要		「基本目標2政策3施策(1)子どもが主体的に学ぶ機会の創出」の中で、子どもたちが、身近に文化芸術に触れ、体験することで、多様性や他者への理解を醸成するような文化環境の充実に関する取組の方向性を明記しています。文化芸術は、個性が認められることに価値を持つ分野であり、見る側がどのように感じ、解釈しても自由という、多様な価値が認められる分野です。文化芸術に触れ、多様な考え方や価値を体感することにより、自分とは違う他者との関係性を深め、他者への想像力を豊かに育むことができると考えています。以上の点が分かるように、「基本目標2政策3施策(1)子どもが主体的に学ぶ機会の創出」の上から2つの項目について、「子どもたちが、身近に文化芸術に触れ、体験し、その価値観を認めることで、多様性や他者への理解を醸成するような環境の充実を図ります。」という記述に修正しました。
69					小中高学生のプログラム作成教育教える（教師：電気、自動車メーカー等の方）		「基本目標2政策3施策(1)子どもが主体的に学ぶ機会の創出」の上から1つ目の項目に、学校教育の充実に関する取組の方向性を明記しています。なお、現在策定中の市教育振興基本計画では、確かな学力の育成に向け、基礎的・基本的な知識・技能とともに、課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力を身に付け、主体的に学ぶ子どもの育成を目指しています。そのため、プログラミング教育を推進するとともに、大学・民間企業との連携を図っていくことを考えています。
70					【精神的環境について】 授業の改革が一番大切である。まだまだ、教えよう教えようの授業が旧来より引き継がれている面が多い。教師が質問し、子どもが答える方式が多い。子どもの？や思考は一杯あるはず。子ども中心の授業が進行にして行けるといよいと思う。学校が荒れる子供の誕生、イジメの誕生の原因は、授業が、そして何事も先生が横取りして居て、楽しい授業ではないので、不満は蔓延していくのである。同じように、学校を先生が独占てしまっている。何事も先生中心の学校なのである。学校は先生のものではない。子どものものなのです。子ども社会に出来る事が一杯有るはずです。ああしたい、こうしたい、と言う事が一杯あるのです。教師が横取りしないで、こどもに任せたら、きっと自治力が高揚していきます。みんなが「好きな学校」になります。此の学校を良くも悪くもしていくのは、授業の有り方です。子どもの自治力育成の有り方次第なのです。		小学校は2020年度から、中学校は2021年度から、本格実施される学習指導要領では、「主体的、対話的で深い学び」の充実を図ることが示されています。以前から、授業だけでなく学校教育活動全般において、児童生徒の主体性を重視した活動を進めていますが、今後も、学校が児童生徒中心の場となるよう、教職員研修の実施等の取組を行っていきます。

意見番号	意見区分					意見内容	市の考え方
	章	基本目標	政策	施策	頁		
71	第4章 基本目標2（子ども） 子どもの健やかな成長を支える環境の整備	政策3 安心して子どもが過ごせる場の整備	施策(2) 安心して子どもが過ごせる場の整備	51		【物的環境について】 特に運動場は土間が標準的になっているが、樹木・芝・花・土間等が整備され、大きな木々の下で運動できる場とし、身体的そして精神的保養のもとができる運動場にしたい。運動場の周囲にはあるが中央面にはない。	小中学校の運動場については、教育課程の学習項目に含まれるサッカーやキックベース等の球技や、全校での行事を行つ場等として使用しています。中央面に、樹木や花を植えることは、これらの活動の実施に支障が出ることから、運動場の周囲等に設置しています。 現在策定中の市教育振興基本計画では、自然と親しむ教育の推進を基本施策に掲げています。地域の自然環境等も生かしながら、豊かな感性、命の大切さ、地域の人との交流等の取組を進めています。
72						子どもの健やかな成長を支えるために、政策では支援体制(仕組み作り)や保育所・3世帯同居の促進・主体的に学ぶ機会(ハード面)、子育てネットワークづくり(コミュニティ強化)といった具体策が提案されておりますがここに必要不可欠な【ソフト面】と【マンパワー】についての政策が示されていないように思います。  具体的に申しますと、まず【ソフト面】。 子育ての方法論や勉学強化、受験対策… そういうものは各々のご家庭ごとの思いがあるでしょう。しかし子どもを育む場において、決して無くすことのできないものがあります。それは、【食】です。 子どもが口にする【食】への安全に、どうか行政全体として取り組んでいただきたいのです。 おとなも子どもも、体の根っこは“食べたもの”でできています。 どんなにハード面を充実させても、待機児童が机上の数字でゼロになっても、長久手市としてこどもの口に入る【食】に無関心な対応では、本当の意味での 子どもが元気に育つまちは実現しないのではないかでしょうか。 長久手市には昔からの畑や田んぼが残り、あぐりん村などの素晴らしい場 = ハード面 はもうあるのです。 長久手市を次のステップに進めるために、ぜひ「子どもにとってどんな食べ物が望ましいのか」を市政の中心から考えてみてください。 そしてまずは、長久手市営の保育園や小学校の給食から、その安全性と地産地消の強化に乗り出してください。 わたしは給食センターにおじやましたこともありますし、子ども2人を保育園に通園させています。 毎日の給食には感謝もありますが、正直給食に付帯するデザートや乳酸菌飲料などは、「幼児にこんな添加物の多いもの、こんなに砂糖の多いものを 給食として出すのか！？」と毎月驚いておりまし、落胆しております。 また食材についても「多くは国産です」とはいうものの、遺伝子組換えへの意識や情報開示は低いと言わざる得ませんし、未就園児に食べさせている「おやつ」などでは、添加物については考慮がなされているとは到底いいがたい状態です。 また例えは毎食ついてくる牛乳などは、その出どころや乳牛への飼料の安全性(GMO)・抗生素投与などはトレースできない商品が給食されている状態です。 このような状況を、市長である吉田一平さんをはじめ、市政の中心である議員の皆様は、どのようにお考えでしょうか。 また、どこまでご存知でしょうか。 ぜひこの機会に、代理・代表回答ではなく【議論した上の回答】をいただきたいと思います。 本当の意味で“健やかな子どもを育むまち”を目指すのであれば、幼稚園・保育園の違いは無関係のはず。 お金の問題もあって食の安全を担保できない…などといった的外れなご回答はご遠慮いただき、行政としての前向きな取り組みに期待します。 そしてぜひ、真っ向から市民も交えて議論をたたかわせていただきたいと思います。	「基本目標2政策3施策(2)安心して子どもが過ごせる場の整備」の上から6つの項目に、安全な食材の使用、地場産食材の活用、衛生面に配慮した調理により、安心安全な給食の安定的な提供に取り組むことを明記しています。 なお、具体的な方策については、アクションプランや各分野の個別計画で明記していくことになりますが、ご提案いただいた内容については、毎月1回開催する「保育園献立委員会」や「給食主任者会」で共有し、より安全な給食が提供できるよう努めています。 また、使用する食材については、委託事業者から提出される成分表等により、添加物の有無、産地等を比較したうえで使用する食材を決定し、必要に応じて残留農薬検査等を実施する等、より安心安全な給食を提供していきたいと考えています。
73						上から5つ目・6つ目の項目 自園調理、地産地消は大切。ぜひ進めてほしい。	自園調理については、「基本目標2政策3施策(2)安心して子どもが過ごせる場の整備」の中で、今後改修する保育園での自園調理や地場産食材を活用した給食の提供に関する取組の方向性を明記しています。 地産地消については、「基本目標3政策2施策(1)農の活性化に向けた支援」の中で、地元農産物を活用した保育園・学校給食の提供やあぐりん村への出荷販売の拡充することが明記しており、今後も取り組んでいきます。

意見番号	意見区分					意見内容	市の考え方
	章	基本目標	政策	施策	頁		
74	第4章 基本目標2 （子ども）	政策3 成長を支える環境の健やかな整備	—	52		指標の「教育内容」「教育環境」は、勉強(授業)の中身や、エアコンなどのハード面をイメージするが、それらは「生きる力」を育むこととは別問題。ハード面を整えすぎることは、「生きる力」をそぎ落とすことになる。この指標では、なにを目指しているかわからない。	基本計画には、成果指標(アクションプランを推進した結果、「政策」で目指す目標に近づいているかを測る実績数値による定量的な指標)を、アクションプランには活動指標(アクションプラン事業の実施状況を把握するための取組ごとに設定する指標)を設定しています。 「基本目標2政策3子どもの健やかな成長を支える環境の整備」の進捗状況を把握する指標として、「小中学校の教育内容や教育環境が充実していると思っている市民の割合」を設定していましたが、設定した指標が小中学校に限った指標であるため、「子育てや教育に関するサービスや施設が整っていると思っている市民の割合」に修正しました。 また、同政策に掲げる「子どもの健やかな成長」を測るために指標として、「地域の子どもたちが、のびのびと育っていると思っている市民の割合」を追加しました。
75						国家百年の計は教育にあり、と言うように、子どもを健全に育成することはまちづくりに欠かせないはずなのに、指標が大雑把すぎる。もう少し細かく目標を定めるべき	
76						第6次長久手市総合計画(愛称:ながくて未来図)(案)を拝見し、内容に、ぜひ「路上喫煙禁止」を盛り込んで頂きたく意見書をメールいたしました。 長久手市は子育てに力を入れており、若い人や子供も増えている未来ある市だと思いますが、残念ながら歩きタバコがちらほら見られます。 歩きタバコの煙は、妊婦さんを始め、子供はもちろん大人の健康にも害を及ぼしますし、匂いも大変不快なもので す。手に持つタバコの火は子供の目の高さにあり危険です。 子育てに注力する街にはそぐわないように感じます。また、子供をもつ両親や孫をもつ祖父母の多い長久手市であれば、路上喫煙の禁止には理解は得られるのではないかと思います。 基本目標の、子どもが元気に育つまち、においても、タバコの煙は要らないと思います。 あえて歩いてみたくなるまち、においても、路上喫煙が多いと歩きたくなくなると思います。 禁煙は、都市部が先に浸透し、地方が遅れている印象ですが、せひとも他の都市にさきがけ、先進的なイメージで長 久手市をつくっていっていただきたいと期待しております。	路上喫煙の禁止や受動喫煙の防止については、「基本目標4政策3(1)市民の健康づくり」の中で、生涯を通じた健康づくりに関する取組の方向性が明記されており、健康増進法の一部を改正する法律の規定に基づき、受動喫煙対策の推進に取り組んでいます。
77		政策4 子どもの健やかな成長を支える	—	—		子どもの健やかな成長を支えるために、政策では支援体制(仕組み作り)や保育所・3世帯同居の促進・主体的に学ぶ機会(ハード面)、子育てネットワークづくり(コミュニティ強化)といった具体策が提案されておりますが ここに必要不可欠な【ソフト面】と【マンパワー】についての政策が示されていないように思います。  次に【マンパワー】です。 子育てはいわゆるものがな、親や祖父母だけでは不可能であり、共に育て守ってくださる 保育士さんや教職員の皆様のお力が不可欠です。 第6次総合計画には“子育て支援を受ける側”に対しての様々な目標が掲げられておりますが、肝である保育士さんや教職員の皆さんへの支援充実については語られていないことが残念です。 マンパワーとは数の問題ではありません。 「長久手の子育てに関わりたい」 「長久手で保育士として働きたい」 「長久手の学校教育現場を経験できて幸せだ」 そんな風に上記の皆さんを感じられるような街づくりが、求められているのではないかでしょうか。 長久手市(特に身近な北小学校区)は世間の少子化が嘘のように、年々子どもが増加していきます。 それに伴い、放課後児童クラブ教室の定員を増やしていただいていますし、校舎も増築されていますね。 それはとても有り難いことですが、蓋を開けてみたら児童を見守っているスタッフがギリギリの状態で働かれてはいませんか? 子どももスタッフも 共にゆとりと笑顔をもった時間が過ごせているのでしょうか? 多くの児童施設関係者を友人にもつ身といたしますは、残念ながら答えはNOです。 どうか子ども達を一番近くで支えてくださっている皆さんに対して、【具体的】かつ【直接的】な支援政策を求める	各児童福祉施設には、多くの職員が従事しています。第6次総合計画には明記されていませんが、市役所職員と同様、現場職員においても、一人ひとりが意欲的に勤務し、人材育成できるよう、可能な限り適正な人員を配置するとともに、市役所と現場職員とのコミュニケーションを密に図り、常に現場の状況把握に努めています。また、健全な現場環境づくりに向けて、個々の職員のメンタルヘルスケアにも取り組んでいます。 小中学校の教職員の支援については、現在策定中の市教育振興基本計画において、具体的な政策を計画し、実行していく予定です。

意見番号	意見区分					意見内容	市の考え方
	章	基本目標	政策	施策	頁		
78	第4章 万博理念を継承した自然との共生	政策1 万博理念を継承した自然との共生	環境の保全・かな活用	施策(1) 豊かな自然	—	何処の山を見ても、緑一杯で世界に誇れる山々です。しかし、放置している山々は、竹藪によって自然林・雑木林が占領されてしまっています。竹林は、地表浅く根を張り木々を養えさせていくのです。だから、大雨が降ると土砂崩れの原因に繋がります。日本中どこへ行ってもこの山々が訴えています。是非、市が先駆者になって、早急に対応して戴きたい。難しい金銭問題がありますが、この件は無視をして過ごすべき問題ではないのです。事故が起きてはじめて歩道を作ると言う様な後手政策にならぬようにして戴きたい。山の持ち主は、自然被害防止策の責任があるのです。策とは、竹やぶの整理です。	「基本目標3政策1施策(1)豊かな自然環境の保全・活用」の中で、森林や竹林を活用した取組の方向性が明記されていますが、本市においては、2016(平成28)年度から地元団体による竹林整備や平成こども塾のプログラムでの竹林整備を行っているところであり、今後も、引き続き取り組んでいきます。
79			持施策地(2) 域づくらりに愛着推進を	53	大人向けにも平成こども塾等での自然体験プログラムの実施してまずは大人に交流を通して長久手の自然に愛着を持つもらう。	平成こども塾では、年に1回、大人向けの創作プログラムを実施しており、大人同士の交流や親子での体験活動を共有することにより、保護者にとっても、より一層本市の自然に愛着を持ってもらえると考えています。 また、今年度策定予定の里山基本計画の中でも、人が自然に親しみを持って参加できる取組を検討しています。	
80		基本目標3 (自然環境)	施策(4) 水辺に親しめる環境の整備	53	香流川について 香流川の自然回復し、親しまれるようにするのもよいが、次の方法により香流川が市民にとってさらに親しみやすく、利用しやすくなると思う。  名古屋市の境からできるだけ上流へのり面に芝桜、またはヒガンバナ等をベルトのように植え、開花時には市内外から見物に訪れ、長久手市の名所になるようにする。植え付け等は一度にすることは大変であることから、下流から上流に向かって、ブロックを設け、毎年少しずつ植え付けをしていく。植え付け、植え替え、維持等については、沿川の方やボランティア(市民参加型)により行う。花が咲き、周知、認知されると、参加者も増えてくると思います。 現在、香流川の一部の土手には、桜が植えられているが、一部であり、桜の咲いている時期は短いです。	2014(平成26)年度策定した香流川整備計画に基づき、現在、香流川の植栽を進めています。なお、名古屋市境から前熊橋までの香流川は愛知県の管理となるため、今後、管理者である愛知県と協議しながら、取り組んで行く予定です。 ご提案いただいた内容につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。	
81				53	【自然環境について】 どこの河川を見ても、これは河川ではないと思います。草が生え、それにごみが詰まり環境美化の損失となっている。小型の機械で簡単に掃除が出来ます。そして川と言えば魚が泳いでいるのが普通。良く育つウグイなどもいいのです。美しい、楽しい河川にして欲しい。自慢できる河川にして欲しい。	「基本目標3政策1施策(4)水辺に親しめる環境の整備」の中で、河川しゅんせつの記述がありますが、河川災害を防止し、市民の生活環境を守るために、適切に河川の維持管理を行います。	
82		政策2 農あるくらしの推進	施策(1) 農の活性化に向けた農地の支援活性化	55	以下を加えて下さい。 「地産地消の推進のための支援を行います。」	「基本目標3政策2施策(1)農の活性化に向けた支援」の上から4つ目の項目について、「身近に農に触れることができる環境を生かして、地元農産物を積極的に活用した保育園・学校給食の提供やあぐりん村への出荷販売の拡充等、地産地消の取組を推進します。また、農の6次産業化に向けた取組を支援します。」という記述に修正しました。	
83			施策(2) 農の多様性	55	第2項の「農業を活用した障がいのある人の雇用機会の創出」については、数値目標を上げて積極的に推進してほしい。 遊休農地を市が適切に管理し、農業の6次産業化を実現することで、個々の障がいの状態に応じた多様な雇用機会の提供が期待できると考える。	障がいのある人の雇用機会を拓げるとともに、農地の有効活用のため、田園パレーベンチ計画やながふく障がい者プランに農福連携の推進を位置づけています。 今後、先進事例等の情報収集を行うとともに、障がい者自立支援協議会就労支援部会で農業の6次産業化を含む事業所のニーズ等、現状と課題の把握を行います。 なお、目標の設定については、アクションプランの中で、活動指標(事業の実施状況を把握するための取組ごとに設定する指標)を設定します。	

意見番号	意見区分					意見内容	市の考え方
	章	基本目標	政策	施策	頁		
84	第4章	基本目標3（自然環境）	政策3 地球にやさしい持続可能な社会の構築	施策(1) くらしの低炭素化の推進	56	<p><b>【提案内容】</b> ながくて未来図(案)に取り上げられたテーマ「くらしの低炭素化の推進」に賛同します。 低炭素化の推進に実行力を持たせるため、「2030年度までに市内の電力消費量の45%を消費地の近くで発電する太陽光発電などの分散型電源で賄う」等の目標を設定し、そのための政策を10ヵ年計画に盛りみたい。</p> <p><b>【具体的な政策案】</b> 2014年に策定された神奈川県の「かながわスマートエネルギー計画」を参考に、以下の政策を提案する。</p> <p><b>1 再生可能エネルギー等の導入加速化</b> 固定価格買取制度(FIT)の買取価格が下がる中、固定価格買取制度を利用しない自家消費型の太陽光発電等を導入する経費の一部を補助する「自家消費型太陽光発電等導入費補助」。</p> <p><b>2 安定した分散型エネルギー源の導入拡大</b> 市内の住宅や事業所に新たに太陽光発電設備と併せて蓄電池システムを導入する経費の一部を補助する「蓄電池導入費補助」を始め、「分散型エネルギー・システム導入費補助」、「燃料電池自動車導入費補助」、「水素ステーション整備費補助」、「ワークプレイスチャージング導入事業費補助」。</p> <p><b>3 多彩な技術を活用した省エネ・節電の取組促進</b> 省エネと創エネによる年間の一次エネルギー消費量を正味でゼロにする、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)の導入費用の一部を補助する「ZEH導入費補助」やネット・ゼロ・エネルギー・ビル(ZEB)の導入費用の一部を補助する「ZEB導入費補助」。既存住宅の省エネを促進するために、省エネ効果が見込まれる窓等の改修工事に対して経費の一部を補助する「既存住宅省エネ改修費補助」。</p> <p><b>4 エネルギーを地産地消するスマートコミュニティの形成</b> 小売電気事業者が、市内の事業所等に設置された太陽光発電設備などから電気を調達して、市内の住宅や事業所等に供給するモデル事業を公募し、実施に要する経費の一部を補助する「地域電力供給システム整備事業費補助」。</p> <p><b>5 エネルギー関連産業の育成と振興</b> エネルギー産業への参入促進を図るため、ホームエネルギー・マネジメントシステム(HEMS)や水素・燃料電池関連の技術開発・製品開発を支援する「スマートエネルギー・関連製品等開発促進事業」。</p> <p>以上の政策をきっかけとして、長久手圏域におけるエネルギーの地産地消を通じた住民自治の仕組みを構築する。</p>	<p>本市においては、二酸化炭素排出量は、産業部門は減少傾向にあるものの、家庭部門では増加傾向にあるため、くらしの中での低炭素化を重点に取り組んでいます。</p> <p>現在、家庭部門への対策として、「新築住宅のスマートハウス化の推進」、「既存住宅の省エネ化」を目標に、「太陽光発電施設」「家庭用エネルギー管理システム(HEMS)」「定置用リチウムイオン蓄電池」「電気自動車等充給電設備(V2H)」「断熱窓」「雨水貯留槽」の設置に対する補助を行っています。</p> <p>※「断熱窓」「雨水貯留槽」設置は既存住宅のみ</p> <p>また、本市の環境配慮型まちづくりのモデル地区として位置づけられている公園西駅周辺地区では、環境配慮型まちづくり基本計画に基づき、2013(平成25)年度から市施行による土地区画整理事業を進めています。</p> <p>具体的な取組としては、公園や緑地、調整池での積極的な緑化や、ヒートアイランド現象緩和に資する遮熱性舗装による道路整備に取り組んでいます。</p> <p>また、本地区全ての宅地を対象とした「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」の改正に伴う省エネルギー基準適用や敷地面積の10%以上を緑化すること等をまとめたガイドラインを策定し、土地所有者や建築事業者等に協力を求めています。</p> <p>なお、ご提案いただいた意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>

意見番号	意見区分					意見内容	市の考え方
	章	基本目標	政策	施策	頁		
85	第4章 基本目標3（自然環境）	政策3 地球にやさしい持続可能な社会の構築	施策(1) くらしの低炭素化の推進	56	以下を加えて下さい。 「再生可能エネルギーの推進を進めます。」	再生可能エネルギーの推進については、「基本目標3政策3施策(1)くらしの低炭素化の推進」の中で、ゼロエネルギー化の取組に関する方向性を明記していますが、再生可能エネルギーの推進は、ゼロエネルギー化の取組に含まれているため、ご指摘の記述については、追記しませんでした。	「基本目標3政策3施策(1)くらしの低炭素化の推進」の中で、市が、公共施設を新設・建て替える際には、ゼロエネルギー化の施設整備を図る取組の方向性が明記されているため、ご指摘の記述については、追記しませんでした。
86				56	(修正意見) 該当箇所 「市民が環境にやさしいエネルギーを選びやすい仕組みを検討します。行政は率先して環境にやさしいエネルギーを使います」を挿入する。		
87			施策(2) ごみの減量化・資源化	56	もえるごみ袋が最大が34Lしかないことがとても不便です。 いくつかの市で暮らしたことがあります、45Lの燃えるごみ袋が最大でしたし、燃えるごみ箱入れも45Lを使用していました。 もえるごみは臭いもするので蓋つきにしており、45Lのサイズがとても便利でした。 長久手では、プラスチックの袋入れは45Lサイズがあるのに、燃えるごみ袋は34Lが最大です。 一度市の意見書へ45Lのゴミ袋を採用してほしいと意見書を書きましたら 環境課の方から、「採用する予定はありません。今後の検討課題とします」とのお返事がありました。 どうしたら45Lのサイズを採用してもらえますかとお電話で確認しましたら、次のようにお手紙でお返事をきました。 個別収集の効率性を考えている、分別して燃えるごみの減量を図ることからも大きさサイズを採用することは考えていない、とのことでした。(H30.11.14長久手市長吉田一平さんからの回答) 基本目標7 市民から信頼される市政の運営 の政策2 柔軟な市政に向けた仕組み作り の施策1 市民ニーズへの対応 →市民の声を反映しつつ議会などで討論して頂きたいと思います。 今までに前例がないから、という理由では納得できません。環境課の十数人の方の意見ではなく、 しっかり必要かどうかを公の場で議論して頂きたいと思います。	本市では、資源循環の観点から、ごみの減量化・資源化を推進しているため、 もえるごみ袋のサイズを大きくする予定はありません。	



意見番号	意見区分					意見内容	市の考え方
	章	基本目標	政策	施策	頁		
94 第4章	基本目標4 (生活)	住み慣れた場所で安心して暮らすことができる地域づくり	政策1 地域と一体となった防災力の向上	施策(2) 地域と一体となった防災力の向上	57	<p>「地域と一体となった防災力の向上」として、防災対策の表記があります。しかし、最も重要であるはずの災害(特に南海トラフ)被害軽減・最小化へのインフラ整備が、ほとんど触れられていません。</p> <p>取り急ぎ、重要と考えられる防災対策とは、 ・・「地盤液状化(リスク)マップの開示」と「地盤空洞化(亜炭鉱跡、陥没リスク)マップの開示」、および「難題に取組もうとしない地震対策の早期見直し」です。</p> <p>南海トラフ地震対策の被害を想定する際には、二重の危険エリアに関する情報は極めて重要なポイントとなるが、市側がこれまで一切の公表を避けてきたのは、行政として事前に対応すべき地震対策への備えを放棄していることと同じ。長久手市特有の地盤事情に対する詳細な調査結果の公表もなく調査の有無すら開示をしていない。有効な対策への着手がないまま先延ばししてきたことで地震被害がさらに拡大する可能性が懸念され、市民生活の安心・安全を掲げる市政運営とは、大きく乖離。遅くはないので、被害軽減・最小化へのインフラ整備(地盤強化策)等の対策への早期着手やハザードマップ公表などの基本的な情報の開示を行い、これまでの地震対策に対する市政運営方針が改善されるように、変化を期待した市民アクションによる牽制活動が検討されています。</p> <p>こうした具体的な現状が明らかな中で、あえて被害軽減の対策に踏み込もうとしない自治ガバナンスのあり方については、あらためて市民に信を問う必要があるような重要な問題と思われます。</p> <p>長久手市の広域的な面積の広がりなど、そのほとんどは、海拔30～50mの立地とされ、地震による津波の心配だけはない地域と言われてきたが、予測不可能な地震に対しては、たとえ、わずかでも効果が期待できる事前対策については準備を怠ることなく、かつ可能性のある限り、市民の安心・安全を確保するために、あらゆる対策を検討することが行政の重要な役割のはずで、あらゆる可能性を考えて地震対策に取り組む使命が行政にはあり、将来(被害が拡大してから)、行政の不作為が不服審査の対象とならないように取り組む必要があるように思います。</p> <p>土地区画整理事業を中心に宅地造成で成長してきた長久手市は、もともと亜炭鉱跡の空洞化による地盤の陥没リスクを抱えていることと、旧長湫(ながくつ)という地名は、名のとおり、湿地帯で沼地が多く、埋め立て後や河川敷まわりは液状化現象のリスクが想定されていることで、市民が、岐阜県の陥没被害や阪神大震災の液状化被害などを備え、防災インフラ整備を期待しているにもかかわらず、行政がまったく対応していない。</p> <p>現段階で、行政としてすべきことは、地盤調査の実施計画・情報開示・地盤強化の具体的な対処方法の説明・実施スケジュールなどを、南海トラフ地震対策に備えた具体的な指針の中に明確に位置付けて推進することであり、これが取り急ぎの行政の課題。</p> <p>行政に求められているのは、地震が起きたときの備え(壁などにもたれて身を守る、すぐに外には出ないなどの広報は、どの地域でも繰り返し情宣)ではなく、被害軽減にむけた事前の対策への着手であり、なるべく早く、舵を切るべきと思われます。</p> <p>仮に、こうしたハザードの上に避難場所が設定されていたとすれば、市政への信頼は一気に失われることになると思われます。</p>	<p>ご意見をいただいた「地盤液状化(リスク)マップの開示」については、長久手市防災マップの中で「液状化危険度予測図」として記載しています。</p> <p>防災マップは、2014(平成26)年度に改訂し、市内に全戸配布するとともに、市のホームページに防災マップのデータを掲載しています。また、現在、本市に転入等をされた方に対し、市民課窓口やN-ピアで配布しています。</p> <p>また、「地盤空洞化(亜炭鉱跡、陥没リスク)マップの開示」については、市では亜炭鉱の具体的な採掘の位置が把握できない状況です。</p> <p>その他、ご提案いただいた内容につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>

意見番号	意見区分					意見内容	市の考え方
	章	基本目標	政策	施策	頁		
95	第4章	基本目標4（生活）	政策1 住み慣れた場所で安心して暮らすことができる地域づくり	施策(3) 交通安全・防犯の推進	58	「地域で自主的な防犯活動に取組む等、防犯に対する地域力を高めるまちづくりを推進します」との、表記がされています。 市民との温度差・市民が、市政に期待している防犯対策とは、「凶悪犯罪等から市民を守ることであり、しかも、犯罪を未然に防ぐためには、犯罪が発生しにくい環境づくりが最も重要と考えているにもかかわらず、防犯カメラ設置などのインフラ整備が遅々として進んでおらず、市と市民との防犯意識には相当の温度差がある」と、思われます。つまり、防犯対策を、「地域での自主的な防犯活動と定義している市政」に対して、市民からは相当の違和感を持たれており、こうした、消極的な市政運営を変革する必要があると市民が感じていることを理解すべきと思います。	生活スタイルの多様化や犯罪が巧妙化・複雑化する中、行政だけでは防犯対策を行うことは不可能であるため、警察や市民のみなさんとともに、「市民一人ひとりが防犯意識を高め、地域での自主的な防犯活動等」により、「防犯に対する地域力を高めるまちづくりを推進する」ことが重要だと考えています。  本市では、2013(平成25)年度から2017(平成29)年度まで、自治会連合会等の公共的団体が設置した防犯カメラに対し補助を行い、寄附等による設置を含め、67台の防犯カメラが設置されています。
						ちなみに、愛知県では、すでに、平成16年に、愛知県安全なまちづくり条例を制定し、「各市町村に、犯罪の抑止上有効な防犯カメラの設置を促してきた」はずですが、長久手市のように、防犯に対する意識が高い市町村においては、防犯カメラの設置数が圧倒的に少ないなど、この対策が相当遅れています。このため、尾三地区自治体の中で防犯カメラなどのインフラ整備の立ち遅れを牽制する機運を高めていくことで、尾三地区自治体全域が連携して取り組む運動に変わるように、マスコミなどへの働きかけも必要と考えます。  「防犯カメラ設置条例」および「防犯カメラ設置・運用のためのガイドライン策定」については、平成25年に、最新の「防犯カメラの設置及び無運用に関するガイドライン(愛知県)」が策定されており、容易に対応することは可能と思われます。	なお、本市では、2013(平成25)年に「公共的団体による防犯カメラの設置及び利用に関するガイドライン」を策定しました。このガイドラインに基づき、設置・運用要領を定めた自治会連合会等の公共的団体に対し、市防犯カメラ設置費補助金交付要綱により、防犯カメラの設置費の補助を行っています。
96					58	広報誌などでは、侵入犯や自転車盗をはじめとした刑法犯の発生が平成23年をピークに減少傾向にあるという程度の訴求力のないデータ推移で、安心安全な長久手という取り上げ方がされています。しかし、市民が期待しているのは、このような軽犯罪のことではなく、凶悪な犯罪被害に市民及び子供や家族が巻き込まれないようなインフラ整備の充実度であり、市政の防犯に対する危機感がこの程度では、防犯対策が遅々として進まず、防犯にあまりに無防備なまどと多くの市民が心配しているものと思われます。  仮に、市民運動(アクション)で取り組む場合には、防犯上の観点から、長久手市に必要な防犯カメラの設置数を策定する作業を行い、現状の設置数との比較を行うことになりますが、 → 机上の単純計算では、長久手市の東西約4.5キロメートルと仮置きした場合、 防犯カメラの録画エリア(記録距離)を300メートルと仮定し、 全域を、300メートルのマトリックスの中で、南北・東西の両方向に向けたカメラを設置する場合、総数約250～300台で、長久手全域をカバーする防犯カメラのネット網が完成します。 一方、住居地エリア以外の、道路・公園・駐車場・信号交差点・バス停・コンビニ・病院・小売店・金融機関・社寺・商業施設などには、行政・民間企業による設置をすすめ、いわゆる生活道路への住民協力などは条例制定によって一気にすすめることが可能なはずで、行政として積極姿勢への転換・次第と考えます。	侵入犯や自転車盗、自動車盗等、身近な犯罪の発生件数は年々減少しています。  なお、本市では、警察と協議しながら、2013(平成25)年度から2017(平成29)年度までの間で、自治会連合会等の公共的団体が設置した防犯カメラに対し補助を行い、寄附等による設置を含め、67台の防犯カメラの設置しており、当面の整備は行っていると考えています。  今後の防犯カメラなどのインフラ整備には、設置費及び維持費が必要となることから、十分に検討する必要があると考えます。
						市民運動は、予算措置を求める活動ではなく、登録が必要な活動でもない、しかし、市民の安心・安全な生活を守るために必要かつ重要なことが、なおざりになるのであれば、市民主体で取組み、より良い方向にもっていくことが本来の趣旨にて、もし、行政がこうした防犯対策に動かない場合には、市民アクション運動として取組まざるを得ないと考えます。	市内全域をカバーするように250～300台の防犯カメラを設置することは、設置費や維持費が膨大となることから、十分に検討する必要があると考えます。  なお、ご意見につきましては、今後の取り組みの参考とさせていただきます。
97					58	信号の無い横断歩道が多いから 妊婦さん、子供、老人のために、旗など車の運転手が気付きやすい何かアイテムを考えて欲しい	愛知県は、道路を横断するときには手を挙げ、ドライバーに横断することをアピールする「ハンド・アップ運動」を提唱しています。本市は、この運動を市民に広めるため、交通安全啓発活動に取り組んでいます。

意見番号	意見区分					意見内容	市の考え方
	章	基本目標	政策	施策	頁		
98	第4章 地域の課題をみんなで解決	基本目標4 (生活)	政策2 市民が気軽に身近で相談できる場づくり	施策(2) 市民の困りごとをいち早く把握することができるよう取り組みます	59	相談できる場づくりの中で、「市民の困りごとをいち早く把握することができるように取り組みます」との表記がされていますが、相談窓口では、トラブルや苦情などの問題解決に、的確かつ迅速な解決支援の助言ができるスキルこそが必要で、困りごとを把握するなどと他人事のような表現をつかっては市民に失礼で、そういう窓口には相談に来られないと思います。 ①そもそも、苦情とは、行政を含め対峙先等に対する不満足の表明のすべてを言い、当事者間で解決できず、解決のための照会・助言を求められたものすべてを相談と言います。相談窓口に携わるもの的基本姿勢は、困りごとを把握するなど、の上から目線の対応は厳禁のはずです。 ②平成20年の公益制度改革(整備法)で、公益的な窓口相談では、専門家の関与と助言者の資格公開がチェックポイントとして示されたことを受けて、相談に応じて助言や斡旋その他の支援を行う相談業務では助言者の資格を公開するように是正対応したところが多くなりました。もちろん行政の業務内容を説明するための相談窓口はこの対象外ですが、トラブルやよろづ相談などの問題解決を求めて相談に来られた方には、少なくとも、何の資格を根拠に相談・助言を行うかを明示・開示することで、相談するに値するスキルの是非をお客様が判断され、困りごとの本心を打ち明けてもらえるようになると思います。	トラブルや苦情、生活の中の主に福祉的な課題、生活困窮等に対し、相談窓口を設置していますが、それとは別に潜在的に困っている方や相談できずにいる方に対応するために、「市民の困りごとをいち早く把握することができるよう取り組みます。」と明記しています。 なお、法律相談や司法書士相談等の専門の相談については、資格等を持つ相談員による対応をしています。
						市民が気軽に相談できる場づくりを進める中で、現在、足りない分を追加する必要があり、これを補完カバーし市民がトラブルに巻き込まれて悩まれている声なき声を放置しないようにする施策として、「ながくて、銀行等のトラブル・よろづ相談所」の開設を提案します。 頻繁に発生している銀行・信用金庫・信用保証協会とのトラブルに、専門家が経験を活かしボランティアとして、即決・即断で解決支援を助言できる常駐窓口を追加する。(行政機関としては、全国初の窓口)	民間企業の業務に関する内容に市が介入することはできないため、各企業や協会が設置する相談機関で対応してもらうことが、適当であると考えています。
						しかも、消費者相談窓口では、銀行実務が分からぬいため解決支援が不可能な、やや特別な分野です。 銀行や信用金庫などの金融機関は、お客様とのトラブルが表面化することで、社会問題化直近では、貸し渋り・貸し剥がしの表面化によって厳しい法規制(規範)によるリスクをさけるため独自に専任職員を雇用し、銀行協会・信用金庫協会という組織の内で相談を受ける体制をとっています。しかし、現実のトラブルでは、お客様と金融機関とは、対峙しており公平性の確保には程遠く、本来は、行政窓口での対応がベストと考えます。	消費生活相談については、消費者安全法の規定では、「消費者からの苦情に係る相談」「消費者からの苦情処理のためのあっせん」「消費者安全確保のために必要な情報を収集及び提供」等を行うことが定められています。 金融機関の貸し渋り等のトラブルについては、上記の内容に含まれないと考えています。
						尾三地区自治体としての総合相談窓口、も選択肢 仮に、長久手市が市民ニーズに合わない等の理由で不要と判断するなどで、尾三地区自治体の中で、日進市などに窓口設置がされることになった場合でも、長久手市民が利用することは可能。	地域特性や問題解決先との連携を考え、現状では広域での対応は考えていません。
						新規相談窓口設置にともなう「銀行等トラブル解決支援手続(規則)」について 本件取扱いに関しては、行政窓口に設置する、市民のための「銀行等トラブル・よろづ相談所」における相談の申し出、銀行・信金・郵貯など金融機関の対応に関する市民からの苦情の申し出やトラブルへの対応、について、公正中立的な立場から迅速かつ透明度の高い対応を行うための手続を定め、もって、市民の正当な利益の保護に資することを目的とすることになります。	金融機関に対する苦情相談等の新規相談窓口の設置は考えていません。

意見番号	意見区分					意見内容	市の考え方
	章	基本目標	政策	施策	頁		
103	第4章 基本目標4（生活） いくつになっても元気でいきいきと輝けるくらしの推進	政策3 いつになつても元気でいきいきと輝けるくらしの推進	60	介護予防の推進では、認知症に限った記述ですが「認知症など介護の必要な人」として対象を広げた記述が良いのではないかでしょうか。本編P57でも支援が必要な人に記述が限られていますが、大前提として誰もが安心して暮らせることがあると思うので一番目に住民全体に触れる記述を入れてはいかかでしょうか。	60	認知症の人を含んだ介護予防に関する内容については、「基本目標4政策3施策(2)介護予防の推進(計画書本編P60)」の中で、市民や民間事業者等の多様な主体による健康づくりサービス等を実施することを明記しています。なお、誰もがいきいきと安心して暮らせるまちを目指すことについては、「第3章基本構想の基本目標4」のリード文に、大前提として明記しています。	認知症の状態にならないようにするための取組は、広い意味では、高齢者になる前から取り組む必要があります。「基本目標4政策3施策(2)介護予防の推進」では、要介護になるリスクの高い65歳以上の高齢者を主な対象といたします。なお、ご指摘のMETsについては、将来の介護予防につながる取組と思われますが、高齢になると、栄養不足により介護が必要になるケースがより多く見られますので、適切な栄養摂取のサポートが必要になります。このため、同施策の中では、食生活の改善についても明記しています。また、本市では、市民の健康づくりを推進していますが、食事、運動、歯の健康、たばこ・アルコール、こころ、健康管理について、分野別に取り組んでいます。健康づくりには、どの要素も欠かすことができないと考えており、いずれも先進事例を研究しながら、取り組んでいきます。
104						介護予防の推進に追加する項目 テーマ・日常生活に、METs(メツツ)を取り入れ、市民一人一人が予防介護のために、知識装備による健康づくりに取り組むことで、一人一人が健康管理できるまちづくりを目指す。  施策(1)の漠然とした「市民の健康づくり」とは異なり、明確に予防介護をテーマとした取組。  自分自身の体脂肪および理想とする健康的な体重管理を目指して、じぶんに合った代謝カロリーと取得カロリーの関係を正しく理解することが、予防介護につながることから、市民が知識装備をすることからはじめ、全市をあげて予防介護にむけた取り組みを行う市民運動の展開を提案するもの。(全国初)  内容は、以下のとおり (1)METs(メツツ)とは、運動の強さを表す単位で、安静時における、1分あたり体重1kgあたりの酸素摂取量が3.5mlであることから、これを1METsとし、酸素摂取量がその何倍にあるかで運動の強度を表します。 正式名称は、「Metabolic Equivalents」といい、これを一般的にMETs(メツツ)と略しています。 (2)体重とカロリーの関係は、以下のとおりですが、そもそも体重1kgを減らすのに、何kcalの消費が必要なのかを知らない人が多いので、以下、捕捉します。 ①栄養学では、脂肪1gのカロリーは、9キロカロリーで計算します。 しかし、人間の体の脂肪には20%の水分が含まれていますので、実際は、その80%の、 $9 \times 0.2 = 7$ キロカロリーで、燃焼させることができます。 ②つまり、脂肪1gを減らすためには、7kcalが必要で、仮に、1kgの脂肪を落とすためには、7000kcalが必要です。 これを運動だけで減らすなど不可能ということを、以下の計算から理解すべきと考えます。 ③体脂肪を減らすのは運動だけでは不可能としても、体重とカロリーの関係を理解すること(知識装備)で、一人一人が健康的な体重に近づける動きにつながる可能性があり、市民が日常生活の送り方を考える流れになれば、それが予防介護のスタートになると思われるため、一人一人の知識装備による健康づくりの考え方方が広まると考えます。 (3)厚生労働省のデータから、運動によるエネルギー消費量がどの程度のものかを捕捉します。 例えば、体重60kgの人が、軽いジョギング(速歩)程度で、約1時間連続して運動をした場合には、 →5Mets(運動の強さを表す単位)に相当すると仮定して、 エネルギー消費量kcalは、METs × 体重kg × 時間h × 1.05で計算されるので、 $5 \text{ METs} \times 60\text{kg} \times 1\text{h} \times 1.05 = 315\text{kcal}$ となります。 315kcal ÷ 7 = 45gとなり、1時間のジョギングでも、脂肪の減少につながるのは、わずか45gとなります。 しかも、同じ1時間、何も動かず静かに座っていても、1METsの代謝となるため(1METs × 60g × 1.05 = 63)、差引き252kcal、脂肪減36gとなります。一方、シュークリーム1個の平均カロリーは、200kcalとも言われています。 (4)したがって、1ヶ月に1kgの体重減(7000kcal)を目標にするなら、1日あたり230kcal減らす計算になります。しかし、普通の社会人が、毎日欠かさずジョギング1時間(252kcal)を続けるのは、厳しいと思われます。 むしろ、一日のうち、ご飯1杯(約140kcal)をカットするほうが現実的な方法となります。夕食のご飯を我慢してみるというのも、ありかもしれません。 また、最初は、目標達成のため、健康のため意識的にはじめたとしても、やがて楽しみに変わり、習慣化され、あの人に会えるから行こうというMETsの活動が人との交流につながることも期待できます。 こうした予防介護にかかる健康づくりへの知識装備の目的は、毎日少しづつ消費カロリーを増やし、または摂取カロリーを抑えすることで体脂肪を燃焼させようとする意識改革の浸透です。 太ってから痩せるのは大変なので、日頃から摂取カロリーと消費カロリーを意識して生活してもらうため、具体的な生活行動のパターンとMETsのカウント値を、分かりやすく例示しながら、具体的に広報していくことで、健康づくり・予防介護につなげようとする活動になるので、是非、具体的に検討されるよう提言します。 生活活動のMETs表 — 省略 —	

意見番号	意見区分					意見内容	市の考え方
	章	基本目標	政策	施策	頁		
105					60	<p>香流川について 香流川を自然回復し、親しまれるようにするのもよいが、次の方法により香流川が市民にとってさらに親しみやすく、利用しやすくなると思う。</p> <p>ジョギングや散歩ができるようにルートを整備し、また、途中とろどろに健康アスレチックを設置する等し、健康な人が自然に触れながら自主的に健康維持ができるようにする。 高齢化社会に向けた健康維持の対応ともなる。 また、このルートには、車いすの方も通れるようにできるとなおよいと思う。</p>	<p>香流川沿いの遊歩道については、これまで順次整備してきており、今後も引き続き整備を進めています。ご提案いただいた内容については、今後の整備の参考とさせていただきます。 また、香流川の歩道については、バリアフリー化を推進していきます。</p>
106	第4章	基本目標4（生活）	政策3 いくつになつても元氣でいきいきと輝けるくらしの推進	施策(3) 健康づくりの環境の整備	60	<p>重要施策から位置付けられる長年、明治時代から変わってない問題として、生活習慣病(タバコ)販売の問題。現在も自動販売機、コンビニストアで販売されている。2020年、受動喫煙(オリンピックとして計画実限となっているが長久手市も長年販売し税収入をえている。これが目に見えない健康被害の拡大要因である。市政運営 基本目標7市民から信頼される市政の運営。 政策2_柔軟な市政に向けた仕組みづくり 施策(1)市民ニーズへの対応 地域の課題を解決、複数の分野にまたがる課題に対して分野横断的に取り組み、概ね小学校区単位で市民サービスを享受できる仕組みについて、検討の要望としてベビースモーカー(愛煙家)能動体喫煙家対策。健康福祉増進法強化。超高齢者社会時代に訪れる認知症等の要介護者や孤立死の増加、社会保障費増加、人口減少社会の到来による税収入の減小等の課題への対応も加味して、基本目標1「やってみたい」でつながるまち 人づくり たつせがある課の起業システム 市民ニーズ必要に合ってない 起業改革、1人でもできる 起業改革のわく組み、市民ニーズが必要とする タバコ害による高炭素病。2人に1人が ガンにかかる 治療法に向き合う 市民ニーズ C OPD肺ガン 肺気腫、等にかかわる全ガンに対応する やってみたい医療構造改革。標準装備化拡大事業。標準装備医療観光交流拡大事業の要望として タバコ害改革、タバコ税改革。やってみたい医療構造改革市民ニーズの為。アクションプランとしても、10年先 ながくて 未来図 としても 是非とも なんとしても この問題生活習慣病(タバコ害)及びその後の健康対策(がん医療構造改革)(大型予算の要望)市内6小学校単位の拡大の要望としても、市民ニーズの重要性。</p> <p>一酸化炭素、二酸化炭素削減、低炭素型生活習慣病社会障医療としても医療許可の拡大。標準装備 生活習慣病「ながくて 未来図」事業の拡大の要望。政策2_柔軟な市政に向けた仕組みづくり</p> <p>施策(1) 市民ニーズへの対応 現在もコンビニストアー 100種類以上のタバコ販売。自動販売機継続して販売している。市民自らが地域の課題を解決することを支援し、市民同士をつなげる能力を持つ職員の育成、複数の分野にまたがる課題に対して分野横断的に取り組むことにより、市民ニーズに適切に対応します。概ね小学校区単位で市民サービスを享受できる仕組みについて、検討して タバコの販売と健康被害「ガン対策」医療 健康増進法 の拡大「標準装備化医療」タバコ販売の中止。原子力災害と同様に徐々に廃止。ニコチンタール病 市民ニーズの必要性 からも、これからも、重大な検討課題として「いいのち輝く デザイン 未来。 自治体生活習慣病 対策構造改革。平成29年度 長久手市 たばこ税 2億8,905万円 たばこ 喫煙 消費者消費税 ニコチンタール等体内に蓄積してしまう。平成26年度厚生労働省40兆円約の予算から年円小子高齢化医療費が右肩上がりで上がっててしまう。重要 ガン対策 重要 愛煙家ベビースモーカーサービス対応の市民サービスとしても、健康寿命長寿課政策 第一 目標としても、煙突掃除係 ガン対策 重要地方創生 施策の要望として求めたい。愛知医科大学病院に対応課創設の要望。中心となり 市内全域医療機関及び高齢者福祉施設等にも拡大できる様要望。歯科医療機関及び整形外科、マッサージ業等にも人体に悪影響がある弊害がある タバコ害 健康福祉 最優先課題として位置付けてほしい。積極的な情報発信と大幅な予算で 国内、外からも観光医療資源としても、中部国際空航を使ってまでも 多額の交通費を使ってまでも長い間のニコチンタール病 解決。公害病 PM2.5等 四日市公害 ぜんそく、じんつう川 カドミウム汚染等一酸化炭素病、カーボン病 最優先 福祉施策としても 是非とも ガン対策 重症化予防技術 改良 健康福祉増進化 事業として 取り入れてほしい要望。</p>	<p>喫煙による健康被害の対策について、本市では、禁煙外来治療費助成事業や保健師による健康相談、市内小学校の高学年を対象とした喫煙防止教室、世界禁煙デーに合わせた広報紙、ホームページでの啓発を行っています。「基本目標4政策3施策(1)市民の健康づくり」の中で、市民の健康づくりに関する取組の方向性を明記しており、具体的には、食事、運動、歯の健康、アルコール、こころ、それらと合わせてタバコに関する健康管理の取り組みを推進していく予定です。 また、健康増進法の一部を改正する法律の規定に基づき、受動喫煙対策の推進に取り組んでいきます。</p>

意見番号	意見区分					意見内容	市の考え方
	章	基本目標	政策	施策	頁		
107	第4章 基本目標5（交流）	施策市1 民同士の 交流資源の 促進を 生じた	政策(3) スポーツ 設備を 楽しむ 環境の 整備	6 2 5 6 4	62	スポーツ振興を考えた場づくりができない。 イベント中心の考えから、若い人を取り組んだ企画がない。	若い人も含めたスポーツの振興については、「基本目標4政策3施策(1)市民の健康づくり」の中で、子どもから大人までスポーツに気軽に親しめる機会の創出に関する方向性を明記しており、具体的な取組については、今後検討していきます。
108				62	市民のスポーツ施設を設けて欲しい プール、ジムなど	ご提案いただいた内容については、「基本目標5政策1施策(3)スポーツを楽しむ環境の整備」の中で、市役所周辺において、健康スポーツ拠点整備に関する方向性を明記しており、具体的な整備内容については、今後検討していきます。	
109		政策2 観光交流まちづくりの推進	施策(1)	64	64	(修正意見)リニモテラスを「観光交流スタイルの確立」の項に入れることは、これまでの各種の計画・構想の主旨に反するので、別項に移すよう修正する。リニモテラスは、そもそもは古戦場駅前の「シンボルコア」地区(第5次総合計画等)の中心的施設として構想されたものが、矮小化されたものである。それでも、「リニモテラス公益施設整備基本計画」(2016)では、「大学連携」「観光交流」「多文化共生」「子育て支援」がテーマとされ、各分野にわたる総合的な施設であるとされてきた。したがって、「都市経営」の「施策」レベルで1項目起こす扱いがもっともふさわしい。 (説明)観光交流の項に入れるに、今後のリニモテラスの整備、運営方針と資源配分に悪影響を与える恐れがある。あくまでも4つのテーマに総合的に取り組む施設として位置づけてほしい。なお、仮にあくまでも観光交流施設として建設するのであれば、個人的にはまったく必要のない施設であり、建設するべきではないと考える。	リニモテラスについては、本計画についても、「大学連携」「観光交流」「多文化共生」「子育て支援」の4つのテーマに総合的に取り組むことを想定しています。 そのため、テーマの一つである観光交流について、「基本目標5政策2施策(1)観光交流スタイルの確立」に施策を位置づけ、それ以外のテーマである大学連携については、「基本目標1政策2施策(2)若者の想いを支える仕組みづくり」に施策を位置づけています。その他のテーマについてのリニモテラスの位置づけや、具体的な運用方法等については、今後検討していくため、計画には明記しませんでした。
110						「観光をまちづくりの一つと捉え」とあります。ジブリパークが出来れば、訪れる観光客は増えると予想されます。 しかし、長久手市内に宿泊施設はありません。 「ジブリパーク開業を契機とした観光交流の推進」とは具体的にどのような事を想定しているのでしょうか? 「トトロの森の家(仮)」という宿泊施設ができれば、観光客は泊まる事ができ、より「長久手らしさや地域の魅力」を味わうことができ、「本市独自の観光交流スタイル」が確立できると思います。 また「トトロの森の家(仮)」を、市内の保育園や幼稚園で「お泊り保育」などで利用できるようにすれば、「基本目標2」の「自然の中での遊びや学び」の体験ができますし、「基本目標3」の「自然学習体験」にもつながります。家族で週末泊まりに行ける場所だと、なお自然是身近な存在になると思います。 遠くの山を眺めているだけでは、自然体験をしているとは言えません。「ジブリパークができた」だけでは、観光客は長久手をスルーしてしまい観光収入は見込めません。 「トトロの森の家」構想はいかがでしょうか?	「ジブリパーク開業を契機とした観光交流の推進」とは、「基本目標5政策2施策(1)観光交流スタイルの確立」に明記しているとおり、ジブリパークの開業を契機に新たに本市を訪れる来訪者が増加すると考えられるため、既存の資源や新たに誕生する資源を活用し、市内外の人と人との触れ合いやつながりをつくっていくという視点を持った「観光交流」スタイルの確立をすることや、積極的な情報発信により、魅力をさらに広げていくことを想定しています。 また、宿泊施設については、現時点で宿泊施設の誘致については考えていません。
111		—	—	—	—	市民の管理するBBQ場の新設 特に香流川上流部砂防公園を利用したらどうか。便所、水道、駐車場は既設である。但し、キャンプ場は河川の出水の危険性があり、別途検討する。	香流川上流部の砂防公園は、普段は公園として利用されていますが、大雨の時には整備された砂留工により土砂を留め、下流域の住民の安全を守るために愛知県が整備した施設になります。 なお、上部の公園については、市が清掃、除草及び樹木の剪定などの日常管理を行っていますが、施設の目的上BBQ及びキャンプを行う場所とは想定していませんが、ご提案いただいた内容は、今後の事務の参考とさせていただきます。



意見番号	意見区分					意見内容	市の考え方
	章	基本目標	政策	施策	頁		
122	第4章 基本目標6 (都市整備) 暮らして心地よい生活環境の形成	政策2 都市基盤施設の充実	施策(2) 都市機能の充実	66	(修正意見) 該当箇所 p66上4行 「良好な行政サービスの提供と防災拠点としての機能を充実させるため、現市役所周辺において、健康づくり機能を備えた総合体育館の整備と併せて市庁舎等の建て替えを行い、都市機能が集積する複合拠点を整備します」を、「良好な行政サービスの提供と防災拠点としての機能を充実させるため、市役所庁舎等の公共施設を計画的に建て替え・整備します。現市役所周辺において、健康づくり機能を備えた総合体育館の整備など都市機能が集積する複合拠点を整備します」に改める。 (説明)素案では、修飾語のかかり方が不明確であるので、「周辺」に「市庁舎」を建てる意味である、「等」とは長久手市の公共施設の多くを「複合」させる意味である、「併せて」とは物理的・時間的に一体的であることを意味する、「総合体育館」も「防災拠点」を意味するなど、様々に解釈できてしまう。長久手市の公共施設の多くを一ヵ所に「集積する複合拠点」は、空間的、財政的、利便性などの面から不可能であり、市庁舎を含む各種の公共施設は、ある程度分散的に、しかしコンパクトなエリアで整備せざるを得ない。どのような機能を持つ施設を、いつ、どこに、どのような方法で整備するか、アクセス手段をどうするか、財政負担をどうするかなど、計画的に進めることが重要である。この点の議論が深まっていないと思うので、誤解を招く表現は改める。		「基本目標6政策2施策(2)都市基盤施設の充実」の上から1つ目の項目について、「現市役所周辺において、良好な行政サービスの提供と防災拠点としての機能を充実させるため、市庁舎等の建て替えを行い、併せて健康づくり機能を備えた総合体育館の整備を行い、都市機能が集積する複合拠点を整備します。」という記述に修正しました。 なお、市庁舎等には、現市役所周辺にある公民館等を想定しており、公共施設の多くを1カ所に集積することは考えていません。
123					66	長久手の各公園に駐車場を設けて欲しい それぞれ良い公園が多いから	
124		施策(3) 環境の良好な住	—	66	公園・緑地の整備について、新たな地域のコミュニティの場を目指します、とあります。現在市内にさまざまな公園・緑地がありますが、人通りのない場所であまり利用がなかったり、住宅に隣接して利用頻度は高いが近隣に遊び道具が侵入したり、と課題もあるように見受けます。様々な世代が公園に集う提案には大賛成です。詳細の検討時には位置づけ、役割などを明確にしてその公園にふさわしい利用のあり方を検討する事を望みます。	公園に関する様々な課題を把握し、新たな活用や管理方針を今後検討していきます。	
125					66	上から4つ目の項目 公園のルールや管理は、周辺住民に投げられても困る。行政のリードも必要。しっかり進めてほしい	
126					—	住居・廃家・小屋等の周囲が整然としているなく、環境の美化にそぐわない力所が有ります。昔私が住んでいた所では、村を通じて、班員全員で衛生検査やゴミ拾いを実施していました。綺麗な環境づくりには、各班の意識と実践意欲を培う必要があります。素晴らしい班には表彰を是非。全域の班長さんの集合のもと、困って居る事や素晴らしいことなど、徹底と称賛会実施は如何でしょうか。	人知れず道路の清掃活動を行っている方や、見守り活動を続いている方等、地道な活動を通じて社会貢献している人を顕彰し、市民同士が褒め合い、互いを認め合うため、市では長久手「いいね」賞という制度がありますので、ぜひ、ご推薦ください。

意見番号	意見区分					意見内容	市の考え方
	章	基本目標	政策	施策	頁		
127				施 策 (1)	6 8 ↓ 6 9	<p>市民から信頼される市政の運営</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・具体的な見直し案が欲しい。</li> <li>・固定資産税収入に頼った市政に不安を感じる。</li> <li>・企業誘致をすべき考えはないのか？</li> </ul> <p>企業の法人税収入を増やすことによる雇用の安定を図る。</p>	<p>総合計画は、本市が目指す10年後の将来像を描き、その将来像の実現のための取り組みを示す「まちづくりの指針」となる計画であることを踏まえ、取り組みの方向性を示すまでにとどめますが、いただいたご意見は税収入のあり方等将来を見据えた財政運営を考える中で参考とさせていただきます。</p> <p>なお、景気に左右されない、固定資産税や市民税等は、本市の安定的な財政運営を行う上で、重要な財源と考えています。</p> <p>企業誘致については、第3次長久手市土地利用計画において、市西部では、居住環境の一層の向上を図ると共に、緑豊かな魅力ある市街地環境の形成を促進することとし、市東部においては主に自然環境の保全、活用、緑の創出を図ることとしており、積極的な企業誘致は予定していません。</p>
128	第4章	基本目標7 (市政運営)	政策1 効果的かつ効率的な市政運営と公共施設の計画的な管理	将来を見据えた財政運営と公共施設の計画的な管理	68	<p>市の計画を市民に求めることについて、6万人の都市である。10年前からの計画もあり、今回は、その継続と新規の計画である。市民に意見を求めるのであれば、意見が言いやすいのにるべき。</p> <p>過去の取り組みと分析と反省。今回の取り組みのポイントなどを、投下する費用と合わせて示すべきである。</p> <p>大阪の維新の会の元党首である橋本さんは、選挙で、「大阪市の収入を平均所得500万円にたとえ、支出と借金がいくらで、どこに問題があり、自分はどうにして借金を減らしながらどのような政策を進めたい」と主張を述べていた。これなら、市民が理解しやすく、意見も述べれる。しかし、長久手市の計画説明では収支と支出配分の記載も、借金返済計画もない。</p> <p>また、過去10年に使った資金と実績と反省を示してから、計画の必然性を述べることもできていない。過去10年の取り組みを定性的で、いくら資金を使い、数値で成果を述べることもできていない。</p> <p>市民の生活感覚で、一家の家計での、収入予定と支出計画とその具体的な活動目標を公開して、意見を求めるべき。あまりに、計画を隠しているし、分かりにくくして、市民の意見は求めたという実績がほしいという姿勢としか思えない。</p>	<p>第6次総合計画の策定にあたっては、市民意識調査や第5次総合計画の進捗評価を行い、その結果を踏まえ、2017(平成29)年度から本格的に市民の皆さんと一緒に計画策定を進めています。なお、財政状況の資料として、「税収額及び社会保障費の推計」と「公共建物の将来更新必要額の推計」を明記しています。</p> <p>第6次総合計画においても、財政収支の見通しまでは明記していませんが、具体的な取組をまとめたアクションプランを策定する際には、財政上の課題を整理したうえで、2019年度以降の5年間で実施する事業を選定し、中期財政計画に反映します。</p> <p>また、第5次総合計画からの変更点として、計画体系ごとに指標を設定し、進行状況を把握することにより、総合計画を効果的かつ計画的に推進していくことになります。アクションプラン事業においては、新しい要素を加えたり、見直しを行ったりすることで、柔軟な計画の推進を図っていきます。</p>
129					68	<p>収支見通しと計画について</p> <p>人口の増加に対し、収入の増加は残り5年でピークとなり、その後は、減収する。では、市の借金の返済は、収入がピークを迎えるまでに、解消する必要がある。</p> <p>そのためには、10年後の収入で市の運営をして、余剰収入を借金返済に回すべきではないか。</p> <p>借金をすることについても、意見を求める必要があるが、上記で示したように、計画は定性的で、手当する資金を知らせないのであるから、この件についての意見を求めていないことが市の姿勢としてつかがえる。進めたい計画に対する意見をもとめ、本来、運営としての意見が言わせない姿勢は、ごまかしとしか思えない。</p>	<p>地方自治体の借金は、長期間、市民が使用する公共施設や道路、下水道事業等を整備する際は、その時に本市に在住する市民の税負担だけで整備するのではなく、後年度の市民に借金の返済を負担していただくことで、世代間の公平を図ることを目的に借り入れるという考え方があります。</p> <p>しかし、後年度に生産年齢人口が減少し、税収が減収の時代を迎えることを想定し、借金の総額を抑える必要がありますので、中期財政計画などで将来の収支見通しを立てながら、計画的な借り入れを行い、健全な財政運営をしていく必要があります。</p> <p>なお、具体的な取組をまとめたアクションプランを策定する際には、財政上の課題を整理したうえで、2019年度以降の5年間で実施する事業を選定し、中期財政計画に反映します。</p>

意見番号	意見区分					意見内容	市の考え方
	章	基本目標	政策	施策	頁		
130	第4章	基本目標7（市政運営）	政策1 効果的かつ効率的な市政運営	施策(1) 将来を見据えた財政運営と公共施設の計画的な管理	68	<p>市の箱物の建設維持にかかる負担について 文化施設、公園、リニモ等の維持・更新は、通常の福祉政策費に比べ、格段に多くの負担がかかっている。</p> <p>リニモでも、結局、利用料金では成立せず、回収できない費用は、税金で補てんして、赤字を解消してきた。そもそも、半年程度のイベントに、30年以上維持するための施設を作る必要があったのだろうかと、いまさらながら、考えさせられる。</p> <p>全国では、現在、800万戸の空き家が人口減少で生じている。あと5-10年で、1200万戸が空き家になるという予想である。人口減少と市の借金があるにも関わらず、飛び地の道路、水道、等のインフラ費用を投下する必然性が見えてこない。すでに、人口減少により、インフラメンテできず、住民に負担を求める政策を取ったり、市が負担することを放棄している自治体がある。たとえば、確か島根か鳥取では、地域毎の福祉ができないので、一定の資金を提示して、自治会でその資金の使い方を決めてもらっている都市がある。</p> <p>夕張市では市営団地でも、多くが空き家になり、残った少ない住民からは、隙間風が入る等の苦情があつても、対処できないとのこと。生命にかかわる最小限の対策にすること。</p> <p>今回、長久手市では、飛び地に住宅地を開発するなどの計画があるが、人口増での収入増は5年でその後は、高齢化による負担の方が増えるのである。加えて、夕張市と同様、インフラ維持などで、ますます、出費が増えることになる。飛び地開発で得る収税とインフラ負担と高齢化による福祉負担などを50年先まで予測して、検討しているも開示してほしい。まして、名古屋市でも、名東区、瑞穂区などの住宅地の多い地区でも、空き家が増えており、1軒分の敷地を2軒に分譲したり、空き家のまま売りだしたりして、長久手市が住宅地を提供する必然性が見いだせない。まして、これからは空き家が増えるばかりである時代である。</p> <p>せっかく作ったりニモだから、利用者を増やすために住宅地を開発するとしたら、ますます負担が増えるのである。是非、50年先までの収支を公開してほしい。</p> <p>自身の考え方では、インフラが充実した名古屋市での家屋がますます買いややすい値段になり、名古屋の移りたいを考える人が増えると思っています。リニモ同様、成立する計画で着手して、実際は違いましたとごまかすやり方はやめていただきたい。せめて、50年先までの収支を示してほしいと述べた理由はここにある。</p> <p>以上のことから、負担の大きい箱もの・インフラについては、現状、今後、に対して、市の出費の推移など数値でしめして、市民の智恵を集めるべきと考える。</p> <p>一家の家計でも、家の新築、車の購入、等大型出費では、将来の収入と生活費等を考慮して検討する。 市民へ、長久手市の箱物・インフラについて収支予測を数値で示して、意見を求めるべき。</p>	現在は、50年先までの推移の予測を示すことはできませんが、今後、本市の全ての公共施設等の今後の長寿命化や大規模修繕、更新費用などを算出し、その優先順位や平準化を図った計画を策定する予定です。
131			政策1 効果的かつ効率的な市政運営	施策(2) 現在の市政運営と将来的な市政運営	68	<p>福祉に対する負担について 公園等にも、多くの出費が計画されています。しかし、これで喜ぶ市民がどれほどいるのでしょうか。</p> <p>今は、昭和30年～70年の時代とは異なり、平成からのバブルがはじけ、20年経済が停滞した。残念ながら、格差が広がり、同じサラリーマンでも、収入が3倍以上違っている時代である。</p> <p>公園は、歴史史跡、福祉に関する箱物なども、維持費がかかるので、利用者に少なからず負担してもらうことも考える時代であると思います。名古屋市では、動物園・植物園でも入場料を取る。公園は歴史史跡でも、たとえ10円～100円でも取ればよいのである。すると、公園や歴史史跡の本来の利用者がいくらで、本来いくら出費するべきか、分かるような政策が必要である。</p> <p>その一方で、低所得家庭には、無料回数券などを支給することで格差を補正するなど、工夫せねばよい。</p> <p>この背景には、長久手古戦場の史跡にいくら市が支出しているか分かりませんが、長久手の戦いは地元であるので知っていますが、歴史上から見たら、関ヶ原の戦いのような重要性がない。また、長篠の戦いの方が歴史的な重みもある。長久手の戦いは局地戦であり、その意義も小さい。</p> <p>公園、史跡、福祉にかかる箱物などは、利用者の収入でできるだけ成立すれば、将来の収入減にも問題なく維持できる。維持したいから税金を増やすことはやめていただきたい。</p> <p>残念ながら、利用者数や収支の見通しと維持管理のかかる費用を公開していない。公開と意見募集を望む。</p>	<p>特定の市民等が利用する公共施設等については、適正な負担をしていただくことは必要であると考えていますので、今後、使用料や手数料の適正化を検討する中で、利用者に負担していただくことが必要な施設については、適正な負担をしていただけるよう、改善していく方針です。</p> <p>なお、各公共施設等の収支の見通しはありませんが、年間利用者数や維持管理費等については、長久手市公共施設等総合管理計画の資料編の施設カルテの中に記載しており、ホームページや情報コーナーなどで公開しています。</p>

意見番号	意見区分					意見内容	市の考え方
	章	基本目標	政策	施策	頁		
132	第4章 基本計画7 (市政運営)	政策1 効率的かつ効率的な市政運営	施 策 と 公 共 施 設 の 見 計 画 的 な 財 政 運 営	68	全体としての意見 市民に本当に判断を促すような情報を提示して、意見を求めるという姿勢を長久手市は取っていない。 定性的で時間軸での流れ、分析、など分からない。あくまで、意見を聞くというポーズである。選挙演説でも分かりやすく伝えることができるのに、これすらできていない。残念である。	第6次総合計画の策定にあたっては、多くの市民の皆さんから意見をいただきながら策定作業を進めており、2017(平成29)年度以降、延べ1,000人以上の方に計画づくりに参加いただいています。参加された方が、総合計画を理解できるように、なるべく分かりやすく、また繰り返し、計画の内容を説明していました。 パブリックコメントにおいては、より多くの意見をいただくため、説明会を3回開催し、時間帯や場所を変えることにより、学生や子育て世代、高齢者等の様々な世代の方に参加いただきました。 今後も、市民の皆さんのが、理解しやすく、多くの意見をいただけるように、計画づくりに取り組んでいきます。	
133				68	一番気になる観点 ・長久手市があくまで中心の内容 → 未来が長久手だけで描けるかが心配です ・世界←日本←愛知県/名古屋市←近隣←長久手市 重要な点は、少し触れるorこの資料ではあえて触れない(施策を考えるメンバーは織り込み済み) ・考えられるのは ex.○との関係性、○との位置づけ、○との連携、○への情報発信/広げる貢献	第6次総合計画は、本市が目指す10年後の姿やそれを実現するための施策を示した計画であるため、本市が中心となっています。また、「基本目標7政策1施策②他自治体との連携や民間事業者の活力導入」の中で、他自治体との連携について、明記しています。 なお、第6次総合計画の策定にあたっては、世界や国、県等の本市をとりまく社会潮流を念頭において、策定作業を進めています。なお、第2章「長久手市の状況」において、長久手市をとりまく状況を明記しています。	
134				68	「行政情報の適切な管理と活用」が表記されていますが、市政に関する情報提供は、決定後の通知だけでなく、その過程で、どんな問題・課題が存在し、どのような議論・試行錯誤があり改善・検討がなされたのかなどの経緯についても、市民に開示することが必要な時代と考えます。 一般的には、国会中継のように、議論がTV中継されることが、当たり前になってきている時代です。  県レベルでは、愛知県議会・三重県議会などの生中継がすんでおり、当地区的ケーブルテレビでも、豊田市議会・三好市議会などが生中継されていますが、長久手市議会はなかなかスタートしません。現在のように、あまりにも緊張感のない録画中継などを改めて、早期に生中継に切り替え、市政の動向が早いタイミングで、市民に届くように改善願いたい。  生中継にすることで緊張感も増し、全体的にレベルアップが図れ、山積した課題の早期解決に効果が期待できる、と思料。	長久手市みんなでつくるまち条例では、まちづくりの基本原則として、情報共有の原則を挙げ、「市民、議会及び市は、それぞれが持つまちづくりに関する情報を互いに共有し、活用します」としています。 共有し、活用する方法としては、広報紙やホームページ、SNS等の多様なメディアの特性を生かし、必要としている人に効果的に届けることを総合計画に明記しているところです。 なお、現在、議会の生中継については、市役所本庁舎及び西庁舎1階に限って生中継を行っていますが、ご提案頂いた内容については、今後の参考とさせていただきます。	
135		施策2 柔軟な市政に 向けた仕組みづくり	施策 と 活 用	68	連絡網の整備(パソコン、スマホ) 長久手市地図(欲しい情報が正確) * 長久手市職員、パソコン使い方、市政協力&組長	基本目標7政策1効率的かつ効率的な市政運営において、行政情報の適切な管理と活用についての取組の方向性を明記しています。 具体的には、GIS(地理情報システム)の活用やICT(情報通信技術)の積極的な活用による双方向の情報発信の推進等を想定していますが、ご提案いただいた内容については、今後の取組の参考とさせていただきます。	
136				68	役所の員削減の方策を考え又は人口が増加しても現状維持のアイデアを織り込む ・税金、保険等のシステムを税務署(国税との連携) ・確定申告等の自動化及び各記入書類にログマークを入れてCPUとの連動を図る(特許取得)	市役所職員の定員については、2017(平成29)年度に長久手市定員適正化計画を策定し、健全な行政財政運営や効率的・効果的な業務の遂行のための適正な職員配置に努めています。 基本目標7政策1において、効率的かつ効率的な市政運営に向けた施策と取り組みの方向性を明記しているため、文言の追加は致しませんが、合理的・効率的な行政運営の推進により、増員を最小限に抑えるよう努めます。	
137		施策 と 市 民 二 一	施策 へ(1) の 市 民 二 一	69	上から一つ目の項目 ここに書いてあることまで市職員がやるには、人手が足りなすぎる。本来の業務をしっかりして頂いて、外で話を聞いたり、市民をつなげるのはSCWや民生委員に任せればよい。	これからの中高齢・人口減少社会に対応するためには、市民のみなさんにもまちづくりの一員として役割を担ってもらう必要があるため、職員が地域に出掛け、地域を深く知ったり、市民同士をつなげる役割を担つたりすることにより市民主体の取組を支える市政運営を目指します。	

○第5章 「ながくて未来図」の推進

意見番号	意見区分					意見内容	市の考え方
	章	基本目標	政策	施策	頁		
138	第5章	1 「市民主体のまちづくり」の実現に向けて	73	ここには「長久手市みんなでつくるまち条例」に基づき、各施策の実施にあたって、以下の点を念頭において進めていきます。とあります。追記として、(4)住民投票による間接民主性の補完の活用を付け加える事を提言します。 (4)住民投票による間接民主性の補完の活用 住民投票は、地方自治の基本である間接民主性を補完し、重要な政策の決定や実施に関わる議論を活性化する仕組みであり、より的確に住民の意思を踏まえたまちづくりのための政策等の決定を行っていくための制度です。市民の意見が大きく分かれるような政策について、住民投票制度を活用し直接民意を聞くことで、重要な政策の決定や実施に関する議論を活性化することができます。	長久手市みんなでつくるまち条例 第3章市民主体のまちづくり第15条長久手市に関する特に重要な事項について、市民、議会及び市が対話を重ね、十分な議論をしてもなお、住民の意思を直接確認する必要があるとき、市長は、その都度定める条例に基づき、住民投票を実施することができます。2 市民、議会及び市は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。	「市民主体のまちづくり」の実現に向けてに掲げる3つの項目は、各施策の実施にあたり念頭に置くことを記述しています。 住民投票制度は、市民に重大な影響を及ぼす、市民の意見が大きく分かれる政策等について直接民意を聞く制度です。長久手市みんなでつくるまち条例では、「対話を重ね十分な議論をしてもなお、住民の意思を直接確認する必要があるとき」に実施することができるとしており、やみくもに住民投票を推進するものではないため、記述ませんでした。	
139				まちづくり中心の考えが目につくが、まちづくりには地域によって違いがあり、そのことを踏まえた立案が出てない。 例えば、構成メンバーの見直し(ペテランはいらない、40代、50代の人を会議に参加させるような発想の転換が必要。	ご指摘のとおり、市全体では、地域ごとに差がある課題を画一的にとらえるしかなく、地域ごとの課題に対応することが難しい場合があります。そのため、「市民主体のまちづくり」の実現に向けてにおいては、各施策の実施にあたり念頭に置くこととして、概ね小学校区単位での「顔の見えるまちづくり」の推進を掲げています。 ご提案いただいた内容については、今後の取り組みの参考とさせていただきます。		
140				長久手市職員が市民であることを自覚し、協働に対する認識を持って、一丸となって取り組んでいただきたい。	「市民主体のまちづくり」の実現に向けて、まちづくりの基本原則として、「情報共有・市民参加・協働」を掲げ、まちづくりの基本的なことを定めた「長久手市みんなでつくるまち条例」に沿って計画を進めていきます。		
141		2 進行管理について	—	実現性のために数値化等が欲しい 1.「目的」の記述があるといいと思います ex.「まち全体の将来像を描き、計画的に実現していくけるまちを目指す」 2.「背景」の記述の明記もはっきり(問題の大きさ) ・大規模災害の想定、超高齢化社会、社会保障費の増加、、、 3.7つの目標には、目標値がないので追加が必要ではないでしょうか 別にあれば問題なしです。 ・これらの施策で、どれ位達成できるかどうかが不明(100%になるか)。 目標値があり、さらなる具体策で各目標値が積みあがっていればOKです。 ・目標値は、10年で積み上げていくものでしようから、年単位に落とす。 ・このままだと今の「目標」表現は、「目的」に見えます。 ・ex!「やってみたい」でつながるまち 現状:地域の担い手●●人(地域別・人口比)、◆◆件活動/年間or通算 「子どもが元気に育つまち 現状:出生率、人口比、負担コスト/人、保育率、小児科病院数/比/子ども数 などなど	「目的」の記述については、第1章「計画の位置づけ」の部分で、『ながくて未来図とは、本市が目指す10年後の姿やそれを実現するための施策を示した「まちづくりの指針」となる大切な計画です。』と記述しています。 背景の記述については、第2章「長久手市の状況」において、世界や国、県等の長久手市をとりまく状況についてや長久手市の現状について記述しています。 2つの基本目標については、指標として、基本計画には成果指標(アクションプランを推進した結果、「政策」で目指す目標に近づいているかを図る実績数値による定量的な指標)を、アクションプランには活動指標(アクションプラン事業の実施状況を把握するための取組ごとに設定する指標)を設定し、基本目標で描く理想の姿に近づいているかを確認していきます。		
142				—	総合計画内容を市民にどうやって伝えて行くかも、ワークショップで市民にアイディアいただいて実施するのもいいのでは。	第6次総合計画完成後は、広報紙やホームページ、計画完成記念行事の実施により、計画の内容を広く周知することを予定しています。さらに、市民の皆さんと対話する様々な機会を捉えて、継続して周知活動に取り組みます。 なお、ご提案いただいた内容については、今後の取組の参考とさせていただきます。	

## ○その他

意見番号	意見区分					意見内容	市の考え方
	章	基本目標	政策	施策	頁		
143	—	—	—	—	—	老人の方が、寂しさからか野良猫に餌を与えてみえる。ごみ出しの日には、網をかぶせるのですが、散らかします。そして、我が家家の庭や畑は、あの強烈な臭いがする大小便排出で困っています。近辺が一番困っている事象です。家の中で飼うべき条例を考えていたい。家の周囲に金網・ネット網などに多くのお金をかけています。	動物の愛護及び管理に関する法律では飼い主には、動物がその命を終えるまで適切に飼育する「終生飼養」の責任があるとあります。猫にとって、屋外は交通事故や感染症等多くの危険が潜んでいて、室内での飼育が安全で適切であるといえます。猫の室内飼養について、広報紙等で周知していますので、条例を制定する予定はありません。
144						色々な職場も、「生き甲斐を持って働いているだろうか。大きな看板は有るが、看板倒れになっていないだろうか。上から下への指示で事が進められてはいないだろうか。何を、どのようにしていくべきか、何を優先にしていくべきかをしっかりと把握していくことを大事にしたい。それには実態把握がしっかりとされなければならない。此の上に立って、上位だけの企画、それに従って、命令に従って、言われるままに実施するシステムでは、生き甲斐を持って働く事は出来ない。職員全員で意見を出し合い全員が理解し、納得して行くことを大切にていきたい。これが出来たら市民に提示していく。そうすれば「ああそうか、そう言う問題があるのか、そしてそれを順序立てて政策をやろうとしているんだな」と気付き、納得して、行政への理解と関心の高揚に繋がるのではないか。「いや、そうしているんだよ」「みんな頑張って居るんだよ」と言われるかもしれないが、今一度行政の在り方を振り返って見ていただきたい。私は、何をするにも「ゼロから考える」を座右の銘としています。	常に職員同士、組織同士がコミュニケーションを取り合い、円滑に職務に取り組むことができるようになりますことで、効果的かつ効率的な市政運営を推進します。